

# 温泉地域研究

第 30号

2018年 3月

## 論文

- 「日本新八景」選定（1927年）とその関連で選出された温泉  
 ..... 前田 勇（1）

## 研究ノート

- タイ北部・メーホンソン県パーイ郡における温泉観光開発  
 ..... 浦 達雄・小堀 貴亮・アナウッド チョサップ・  
 パンティラー シンタイポップ（11）
- 海水浴・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察 IV  
 - 江戸末期から明治中期に来日した外国人医師が療法として  
 教授した温泉と海水浴 - ..... 進藤 和子（19）
- 温泉地の猫から考える地域と人の結びつき ..... 西村 りえ（25）

## 温泉裁判例研究

- 慣習上の物権である温泉権を原始取得したものとは認められなかった事例  
 ..... 松下真由美（33）

## 講演

- 知っていたら…ちょっと嬉しい塩原のこと ..... 大塚 好一（37）

## 書評

- 金裕美著：『わたしのしあわせ温泉時間』 ..... 高橋 祐次（43）

## 温泉地情報

- 下風呂温泉における共同浴場施設の建替えと課題 ..... 谷口 清和（44）

- 学会記事 .....（46）

日本温泉地域学会

# 「日本新八景」選定(1927年)とその関連で選出された温泉 The Selectin of “the New Eight Views of Japan” and elected 15 Hot Springs in Relation to the Eight Views, 1927

前田 勇\*  
Isamu MAEDA

キーワード：「日本新八景」(the New eight views of Japan)・昭和初期(beginnig of the Showa period)・選定委員会(selection committee)・「日本二十五勝」(the 25 Scenic spots of Japan)・「日本百景」(the 100 Beautiful places of Japan)

## 1 「日本新八景」選定の社会的・時代的背景

### (1) 1920年代後半の社会状況

この時代の日本社会は、産業化・都市化をキーワードとして説明することができる<sup>1)</sup>。

日本の景観や景勝地にふれるために日本各地に赴く旅行の成立にはさまざまな情報収集が関係している。1920年代後半の生活変化に大きな影響を与えたのは、産業化・都市化にともなつての教育水準向上とマスコミの発達であり、文化の大衆化であった<sup>2)</sup>。それは後に具体化する「旅行(観光)の大衆化」成立の基礎をつくるものであった。

### (2) 内憂外患の時代

1920年代後半は、個々人の生活には“明るさも見えてきた時代”であったが、対応しなければならぬ課題が多く、厳しく困難な時代でもあった。日本が直面していた最大の課題が1923(大正12)年に発生した「関東大震災」からの復興であったことはいうまでもなく、震災の被害はきわめて甚大であった。

政府は、それに対して次々と施策を打出して対応し、また帝都復興審議会を発足させて多角的な復興計画を作成し、首都東京の近代化促進に努めた。路面電車・乗合自動車などの新交通機関や都心部と住宅地とを結ぶ郊外電車などの導入は、首都近代化計画の一環として具体化されたものである。震災6年後の

1929(昭和4)年10月、帝都復興展覧会が日比谷公園で開催されていることからみても、復興計画は順調に進められたものと考えられる。

しかし、震災とも関係するが、未解決だった財政問題が、元号が大正から昭和に代わって早々の1927年3月に表面化し、「金融恐慌<sup>3)</sup>」が生じることとなった。

日本の全国各地の銀行では取付け騒ぎがおこり、内閣が責任をとり退陣する。政府がどう対処するかが明確ではないため、社会に大きな不安が漂っていた4月9日、東京日日新聞と大阪毎日新聞という、当時の東西大新聞紙面を大きく飾ったのが「日本新八景選定」に関する募集告知であった。

## 2 告知された「日本新八景」選定事業の概要

### (1) 「日本新八景選定」に関して発表された実施要領<sup>4)</sup>

1927(昭和2)年4月9日、東京日日新聞・大阪毎日新聞は、それぞれ紙面に「山岳、渓谷、瀑布、温泉、湖沼、河川、海岸、平原について、第一勝を募る」で始まる社告を掲載した。これが、日本各地にさまざまな影響を与え、さらに後の日本における観光の大衆化にも多大な影響を与えることになった「日本新八景選定」の始まりである。

\*立教大学名誉教授 (Professor Emeritus of Rikkyo <St.Paul's> University)

社告は開催主旨として、「従来の価値観に基づいて選ばれた風景は、過去の人びとによって選ばれた、古く偏ったものである。(昭和の新時代)を代表する日本の新景観とは、(現代の)われわれの新しい好みを反映して選定されなければならない」と記載するとともに、以下の8項目からなる「投票規定」を記載し、選定の方法・手続きに関する概要を説明した。これによって、「日本新八景選定」は、一挙に具体性のある選定活動と理解されることになり、各地でのさまざまな活動とも結びつくものとなった。

「投票規定」として記載された事項は以下の通りであった。

- ①八景それぞれについて第一景を選び、これを推薦する。
- ②推薦は一般公衆(国民)が行うものとする。
- ③推薦投票は「官製葉書」に限り、「一景一枚」とする。
- ④各景ごとに、高得票順に10位までを候補地とし、結果を審査委員会に移し、委員会の審査によって決定する。
- ⑤審査委員会は各方面の学者専門家を主体として組織する。
- ⑥選定された新八景は、鉄道省が公認し、広く紹介する。
- ⑦投票者(選定参加者)には「記念品」(抽選によって)進呈する。
- ⑧入選した八景地には文士と画家を派遣し、その作品を主催新聞に掲載する。

\*1. 詳細な方法および審査委員については今後逐次発表する

\*2. 主催者は東京日日新聞社と大阪毎日新聞社、鉄道省後援による事業である

## (2)「日本新八景」選定に関連する事柄と発案者

開催理由として「従前の価値観に基づいて選ばれた風景は、いずれも過去の人びとの判断による……」云々と冒頭に記したのは、「日本三景」とされてきた名所が、江戸時代初期

に徳川家との関わりの深い儒学者たちによって推奨された、海側からの景色であったことを念頭に置いて、それとの違いを強調しようとするものであったと考えられる。

この時期までに、景観(地)を選定する試みがまったくなかったわけではない。7年前の1915(大正4)年には、実業之日本社が発行する雑誌『婦人世界』が読者を対象として「日本新三景」推薦募集が行われており、翌1916年3月には『婦人世界臨時増刊号』誌上で結果が発表されている。しかし、特定の雑誌誌上で告知・募集が行われ、選定手続き等が広く知られてはいなかったなどの理由から、多くの人の関心と理解を得るには至らなかった<sup>5)</sup>。

今回、紙上で提示された“国民の投票に基づき、日本を代表する景色を選定する”との事業計画は、ユニークかつ雄大なものとして多くの人たちの関心を集めるが、本計画骨格を考案したのは鉄道ジャーナリストのK.A氏(1897～1977)であった。

K.A氏は、複数の新聞社を経て、東京日日新聞社に勤務し、鉄道省担当記者として活躍していたとされる。日本新八景選に関わった後、ジャパン・ツーリスト・ビューロー(後の日本交通公社)文化部長などを経て日本交通協会理事を務めた。戦後は、鉄道事業に関わった人物を取り上げた著作を発表し、『日本国有鉄道史』編纂委員としても活躍した。

今回の選定事業に関して、どの点が発案者の“基本構想”であり、実行計画作成の段階で加えられたのはどの箇所であったかについては、最初に発表された「投票規定」の内容と、その後の追加・修正の経過からある程度まで推測することが可能である。

## (3)「日本新八景」選定にかかわる「投票規定」の考察

「日本新八景の選定を行う」との社告とともに示された「投票規定①～⑧」は、内容的にやや性格の異なる4つの部分から構成されている。まず①②は、本選定の目的および選

定主体（誰が選定するのか）を明示した部分である。

次の③は、選定方法である「投票の仕方」についてであり、（投票）用紙は「官製葉書」を用い、1景1枚とし、これ以外は無効とすることを明記している。これらは本事業の基本的要件であることから、発案者原案によるものと推測される。これに続く④⑤は、審査委員会に関してであり、投票結果に基づき審査委員会が最終審査を行って決定すること、審査委員会による最終審査対象となるのは投票数が（対象分野別）上位10位までとすること、また審査委員会の構成等は検討中であると記されている。

このように、投票結果に基づいて審査委員会が最終審査を行って決定する、という“2段階方式”採用は基本的枠組みの一部であることから、発案者をはじめ本事業推進者の基本構想に含まれていたものと考えるのが妥当である。しかし、審査委員等が未発表の理由は、構想を計画へ進める段階において協議と調整が続けられていたことを示唆するものとなっていた。また、⑥は本事業を鉄道省が全面的に後援すること、⑦⑧は主催者新聞社は本事業に関係した記事等を掲載すること、本事業に参加する人たちに記念品を進呈することなどをそれぞれ報じたものとなっていた。

このように「投票規定」には、「社告の補足説明・関連広報活動の説明」と「実施の仕方に影響を与える条件」「選定にかかわる審査委員会に関する事項」などがあり、発案者の基本構想による部分と、審査委員会委員の選定に代表される、その後の検討によって加えたり、修正されうる部分とがあったものと推測することができる。

この選定事業開催時期が、前年（1926年）12月末に天皇が逝去され、“新しい年”を昭和2（1927）年として迎えていること（昭和元年は前年の12月25日～31日の1週間のみ）に留意する必要がある。すでに述べたように、さまざまな社会混乱が生じていた“不安

定な時代”であったため、この際に“気分一新”を広く呼びかけたいとの気持ちが発案者にあったものと想像することができる。さらにこの事業を“景気浮揚”にも結びつけたいとする意図もみられ、それが（投票）用紙を「官製葉書」に限定することであったと考えることができる<sup>6)</sup>。

#### （4）さまざまな追加・修正が加えられる審査委員会の要項等<sup>7)</sup>

社告が掲載された翌10日、「投票受付開始」とともに「宛先」が改めて記載され、13日には「投票用紙（＝官製葉書）」の記入例を写真入りで紹介し、投票期間が5月20日までの1ヶ月強であると説明され、投票への関心をさらに高める報道が行われた。

一方、「審査委員の3分の2以上の賛成によって候補地を追加することができる」との説明が報じられ、「投票規定」④において、「各景ごとに、高得票順に10位までを候補地とし、結果を審査委員会に移し……」と記載されていた事項は早くも変更され、投票数が10位に達しなかった場合でも本審査（審査委員会の）対象となりうることになった。また4月15日には、投票対象となる「景勝（名勝）」から、「日本三景」「山岳としての富士山」「庭園などの人工的名勝<sup>8)</sup>」は除外することが発表された。

一方では、“団体投票を認める”と発表され、大規模な集票活動が行われたことによって、予想できない結果が生じる原因ともなった。投票が始まって間もなく、主催新聞紙上に「投票中間報告」が掲載されるようになり、「郷土愛」といった言葉を用いて、各地の「景勝（名勝）」候補の競争を煽りたてる報道も盛んに見られるようになった。

投票活動がさらに活発化した5月初め、「日本新八景」の選定と同時に「日本新百景」を選定することが発表され、選定の範囲が一気に拡大されることになった。

投票期間が残り1週間余りとなった5月13日に「審査会規程」と併せ、審査委員が総計

48名であることと第一次氏名発表があり、国立公園制度制定にかかわる官僚と制定推進の中心となっている学者の名が連ねられた。

5月20日の締切り後、集計作業が続けられていた投票結果は、6月5日にまず部門別上位10位までが発表され、6月10日の紙面に最終結果が掲載された。

最終結果発表直後の6月11日に「(第1回)審査委員会」が開催されたが、委員に任命された48名中の41名が出席するという精勤状態で、議事として「審査基準7項目」が新たに定められ、それらは以下の通りであった。

①大規模であること、②多様性を有していること、③四季の変化がみられること、④交通利便性が高いこと、⑤史跡や天然記念物が存在すること、⑦地理的に全国に分布するように配慮することが望ましい。さらに温泉については「湧出量と泉質とを十分斟酌することが必要である」との注意が加えられた。

審議によって、新たに56か所の候補地が推薦され、すでに投票結果として決定している80か所(8部門別×上位10か所=80か所)と合わせて、計136か所の候補地が決定した。審査委員会を開催する以前に、「部門別得票数が上位10位以下であっても、本審査(審査委員会)の対象に加えることができる」とすでに規定を修正されていたが、開催当日には紙面に掲載された結果速報などによって得票状況はほぼ判明しており、審査基準7項目の設定を含め、“やや泥縄的対応”であることは否めず、発案レベルでの問題ではなく、実践段階での関係部局間での調整過程で表面化した問題をめぐってのものと考えられる。

1927年7月2日、「(第2回)審査委員会」が開催され、10時間を超える長時間の審議を経て、8部門それぞれの第1位(=日本新八景)が決定され、以後は「新」の字を削除して「日本八景」と称するとされた。併せて、すでに選定が決まっていた「日本百景」に加えて、新たに「日本二十五勝」選定を行うこととしたが、この決定は(後記するように)

「日本八景」選定にあたり、地域をあげて取組んだものの第1位になれなかった地域等の不平・不満を多少なりとも軽減し、宥和を図ることを意図したものと考えられ、第2位・第3位に相当するとの評価を与える意味を持つものと言うことができる。

なお、日本八景・日本二十五勝・日本百景はいずれも、“重複して選定しないこと”ことを基本条件として選定するとされた。

なお、審査委員会委員となった者は次の通りであった。

名誉顧問：内務・文部・農林・通信・鉄道省各大臣

顧問：鉄道次官

委員：行政関係者 8名(内務省地方局長、鉄道省旅客課長、同 地理課長、同 書記官、文部省普通学務局長、陸軍参謀測地部長、鉄道省運輸局長、海軍水路部長)

学識経験者 13名

<学者・専門家>本多静六、脇水鉄五郎、田村剛(他)

<有識者・実務家>鉄道協会副会長、日本郵船(株)専務、大阪商船(株)専務、旅行倶楽部書記官

芸術関係者 27名

幸田露伴、竹内木西風、田山花袋、横山大観、谷崎潤一郎、藤島武二、泉鏡花、堂本印象、北原白秋、高浜虚子(他)

<計48名>

### 3 「日本新八景」選定の結果

#### (1) 部門別投票の結果

4月10日から5月20日の期間に実施した「日本新八景」選定に関する投票が、八部門のどの部門へのものであったかをみると次の通りであった(表1)。

投票総数で第1位・第2位となった「海岸」「溪谷」の2部門が投票総数54%を占め、上位までを合わせて総投票総数の83%に達している。「優れた景観(景勝)」としてあげられた候補地数(か所)をみると、上位4部門

表1 部門別の対象候補地数と投票総数

部門	対象候補数	投票総数	順位	投票比率
海岸	394 (ヶ所)	3,140(万枚)	1	33.6(%)
溪谷	132	1,913	2	20.6
山岳	226	1,503	3	16.1
温泉	147	1,191	4	12.7
湖沼	71	554	5	5.9
河川	132	463	6	5.0
瀑布	162	370	7	4.0
平原	162	208	8	2.2
計		9,342		100

(注)「東京日日新聞」1927年6月10日紙面により作成。

小計が 899か所であるのに対し、下位4部門は小計 480か所であり、今回投票に参加した人たちの関心は、「海岸」「溪谷」に加えて「山岳」そして「温泉」の4部門に向けられていたと言いうことができる。

なお、対象の一部門として「温泉」が設定されていることについては、自噴している温泉の光景や源泉が集積する「湯畑」などは温泉特有の景観であるとしても、温泉は海岸・溪谷・山岳などとは異なり、「入浴」をはじめ“利用するもの”であることから、若干の疑義は当初から寄せられたとのことであるが、投票ではとくに質疑はみられなかった。

### (2) 部門別最多投票対象

投票参加者はもとより今回の事業企画に興味・関心を寄せていたすべての人びとの最大の関心は、各部門別第1位の対象がどこになったかに向けられていたが、6月10日付主催新聞紙面に発表されたのは次の通りであった(表-2; 左側部分<表2-1>)。

部門別第1位の得票数を獲得した対象は、所在都道府県が8県にわたっており、今回の選定事業に全国各地方が参加していたことを示していた。さらにまた、関係する対象候補を県あるいは地域をあげて応援した成果が十分に認められた結果もみられたが、全国的にほとんど無名の対象が部門第1位の得票を得るといふ奇妙な事態も生じた<sup>9)</sup>。

### (3) 審査委員会による最終選定—審査委員会による判定の背景

7月6日に発表された審査委員会による最終選定結果は、さまざまな反響を呼んだ。

それはまず、投票数最上位対象が部門第1位として選定されたのは2部門だけであり、残り6部門中2部門は投票数2位または3位の対象が選定されたが、他の4部門中2部門は投票数では10位程度の対象が、さらに2部門では投票数少数の対象が選定されていたことであった。

そこには今回の「日本新八景」選定が目標とするものが、発案時の“日本の景観を選定し、気分一新を図る”から大きく変化し、外国から日本を訪れる外国人客に日本の魅力をアピールできる対象を選出することとなった。また、近く導入が予定される国立公園制度ならびに国土全体の整備計画にも適合しているものであること、などに対する認識と論議が本事業の進展とともに急速に高まってきたことが関係したと考えられる。審査委員会にかかわる規程等が、投票の進行とともに追加・修正されたことはそのことを端的に示している。

上記した審査規程等の変更、審査委員に選出された行政関係者・学識経験者の顔触れ等から推測した、審査委員会での論議と最終選定に影響を与えていた要因には、さまざまなものがあるが、それらは次のように区別することができるように考えられる。

- ①歴史があり、知名度がある対象は考慮する (略号=「知」)
- ②国際的に知られたり評価されている対象は考慮する (略号=「国」)
- ③「国定公園指定地域の一部」となる可能性のある対象は考慮する (略号=「公」)
- ④「新八景」選定にあたっては地域バランスを考慮する (略号=「地」)
- ⑤関係省庁の強い推薦は考慮する (略号=「省」)

審査委員会での論議の結果として最終選定

表2 部門別最多投票対象と最終選定対象--その(推測)影響要因

<表2-1>			<表2-2>		
部門	最多投票対象	所在都道府県	選定された対象	所在都道府県	(推測)影響要因*
					知 国 公 地 省
海岸	室戸岬	高知	室戸岬	高知	- ☆ ☆ ★ -
溪谷	天竜峡	長野	上高地	長野	☆ ☆ ☆ ☆ -
山岳	温泉岳\$	長崎	温泉岳\$	長崎	☆ ☆ ☆ - -
温泉	花巻温泉	岩手	別府温泉	大分	☆ ★ - ★ -
湖沼	富士五湖	山梨	十和田湖	秋田・青森	★ - ☆ ☆ -
河川	長良川	岐阜#1	木曾川	長野他3県#2	☆ ★ - ☆ ★
瀑布	袋田の滝	茨城	華厳滝	栃木	★ - ★ ★ -
平原	日田盆地	大分	狩勝峠	北海道	- - - ☆ ☆

(注1) <表2-1>：『東京日日新聞』1927年6月10日紙面により作成。

(注2) <表2-2>：同紙1927年7月6日紙面により作成。

(注3) \$温泉岳=普賢岳・国見岳・妙見岳等を総称した雲仙岳の通称(古称)。

(注4) #1長良川=岐阜県内を流域とするが、河口は三重県(桑名市)。

(注5) #2木曾川=長野県内を水源とし、岐阜・愛知・三重の各県を流域とする。

(注6) \* (推測)影響要因：☆=強く影響・★=一定の影響あり、とそれぞれ推測。

された各対象名と所在都道府県、投票結果と異なった候補が選定された場合に“影響を与えたと考えられる要因”を、まとめて記載したのが、表2の右側部分<表2-2>である。上高地をはじめ狩勝峠までの各対象にはそれぞれに「日本新八景」に選定されるだけの理由があったと考えられる<sup>10)</sup>。

このような理由を加味した最終選定が行われたことによって、推薦候補への投票を呼びかけてきた都道府県や地方自治体はさまざまな影響を被ることとなった。

対象候補への集票に全県をあげて取組んでいた山梨県は、「御嶽昇仙峡(溪谷部門)」「富士五湖(湖沼部門)」のいずれもが他候補に第1位を奪われはしたが、対象候補はともに「日本二十五勝」に選出され、一応の面目を施すことができた。しかし、同様に県をあげて対象候補支援を行っていた長野県は、「天竜峡(溪谷部門候補)」が得票数第1位であったのに、得票数10位以下の候補が第1位として選定されたことに強い不満を表し、山梨の場

合のように「日本二十五勝」への選出による宥和策には納得せず、とくに推薦運動の中心地の飯田地区では主催新聞の不買運動が起こるほどであったとされている。

#### (4) 「日本新八景」選定事業の影響

1927(昭和7)年に開催された「日本新八景」選定事業は、社会的・時代的条件の影響も加わって、大きな関心を集める一大事業となった。その成功の影響を受け、当時、植民地支配が行われていた朝鮮・台湾においても「八景」を選定する事業が実施された。

国内においては、全国各地の地方新聞が対象地域内の観光資源を対象として、「六景」「八景」「十景」等の選定事業を企画・実施する例がみられ、青森県津軽地方を基盤とする弘前新聞は、翌1928年に発行部数1万号記念事業として「津軽八景」選定を行っている。また、「日本新八景」選定にあたり、各地で候補となった対象を支援するために作られた組織等が、この後に本格化する“国立公園指定”にあたって推薦活動推進母体となる例も

多くみられた。

何よりも多くの影響は、今回の「日本新八景」選定事業を通して、日本全国の景観への関心が高まったことである。この後に鉄道ネットワーク整備がさらに進むことによって、国民の旅行は増大を続け、1930年代半ばにピークを迎えるまでになる。第二次世界大戦後の1960年代になって本格化する「観光大衆化」とは、参加旅行者の範囲と形態、利用旅行手段などには大きな違いはあるが、観光資源・観光地などに対する知識や関心を、多くの人たちがもつ契機(きっかけ)をつくったという意味において、「日本新八景」選定事業は観光大衆化の礎としての役割を果たしたものであったと評することができる。

#### 4 「日本新八景」との関連で選定された15か所の温泉

##### (1) “15か所の温泉”の意味するもの

ここでの“15か所の温泉”とは、「日本新八景」温泉部門の第1位選定地と、併せて選定された「日本二十五勝」ならびに「日本百景」として選定された温泉を合わせたものことである。これらは、選定が行われた当時の“日本を代表する温泉”を意味していると言える。

しかし、「日本二十五勝」は、前記したように審査委員会の開催時に設けることが決まったもので、各部門の“次席賞”に相当する性格が与えられていると考えられる。二十五勝は8部門にほぼ均等に配分され、温泉部門では得票数第2位の「熱海」をはじめ、得票数では十数位であったが古い歴史のある名勝地として知られ、皇室御用邸地の一つでもあった「塩原」が選定されている。これらに加えて、得票数は限られていたが、江戸期から箱根七湯として知られ、明治以降は東京・横浜から訪れる外国人客も多くなっていた「箱根」が選定されている(表3)。

なお、得票数第1位で、二十五勝に選定されていない対象は「花巻温泉」のみであり、

開業してから現在までごく短期間であったことが考慮された結果と考えられる。

「日本新八景」の温泉部門に選定された11か所は、得票数第1位(花巻)と第3位(山中)から第9位(伊東)・第11位(嬉野、第10位は別府)までの9か所と得票数は少数であったが地域要件を考慮して加えられた2か所を合わせた計11か所であった。

地域要件を考慮された「登別」は、江戸末期に武蔵国から訪れ、皮膚病に有効であったことからその地に温泉宿を設けたのが始まりとされ、その後、規模を拡大して北海道の名湯として知られていたが、当時の交通条件から利用者は限られていた。また「青根」は仙台伊達藩御殿湯として長い歴史を有するが、立地・施設条件から利用は減少傾向にあったが、その歴史と地域的バランスを考慮することから選定されたものと考えられる。

##### (2) 選ばれていない“歴史ある有名温泉”

ここにあげた「15か所の温泉」が「選定が行われた当時の日本を代表する温泉である」と前に記したが、“歴史のある温泉”“伝統ある温泉”としてあげられることの多い温泉が、これら15か所に含まれていない場合があることも事実である。

その主な理由は、鉄道ネットワーク拡充計画は当時進行中であり、選定時点では交通の便が悪く、利用が制限されていたために、選定対象とはならなかった温泉がかなりあったことも事実である。

それらの条件に該当するものを列記すると、東武鉄道が鬼怒川温泉駅まで延伸されたのは1927年、神戸有馬電鉄が有馬まで開通されるのは1928年、高山線が開通して下呂までの交通が容易になるのは1934年であった。鉄道開通の温泉への影響の例としては、高山線開通によって下呂温泉利用客が激増したことが挙げられる。

また、古い歴史を持つ城崎の場合は、鉄道はすでに開通していたが1925(大正14)年に発生した「北但馬地震」によって温泉地が



表3 (追加措置を含め)選定された「15か所の温泉地」<得票数・影響要因>

温泉名	道県	得票数*	影響要因**
<「日本八景」温泉部門第1位>			
別府	大分	☆☆	知・国
<「日本二十五景」に選定>			
熱海	静岡	☆☆☆	知
塩原	栃木	☆	知・地
箱根	神奈川	△	知・国
<「日本百景」に選定>			
登別	北海道	△	地
花巻	岩手	☆☆☆	
青根	宮城	△	地
東山	福島	☆☆	
伊東	静岡	☆☆	
山中	石川	☆☆	
和倉	石川	☆☆	
片山津	石川	☆☆	
芦原	福井	☆☆	
三朝	鳥取	☆☆	
嬉野	佐賀	☆☆	

- (注1) 『東京日日新聞』1927年7月6日紙面により作成。
- (注2) \*得票数；☆☆☆＝百万枚以上、☆☆＝40万枚以上(11位以内に相当)、☆＝10万枚以上(概ね20位以内)、△＝(21位以下<少数の場合を含む)。
- (注3) \*\*影響要因；知・国・地それぞれの意味については、本文中の説明参照。記載がないものは「とくにない」と考えられることを示す。

ほぼ壊滅してしまい、当時は復興計画立案中であり、新構想に基づいた城崎温泉が新たに誕生するのは9年後のことであった。

また、登別に対比される最南端に位置する指宿温泉の場合、国鉄(現JR九州)指宿線は、鹿児島本線経由で1936年に開通されていたが、大規模温泉施設が開設されて利用客が増加するのは1953年以降のことであった。多くの人びとが旅行して、各地の温泉利用を可能と

するためには、居住地と旅行先とを結ぶ交通ネットワーク整備が必要不可欠であることを改めて認めることができる。

## 5 むすびにかえて

「日本新八景選定」に関しては、現在までにさまざまな観点から分析されている。その中には、それぞれの地域が保有する観光資源の魅力判定にメディアが積極的に関わった事例として、その意味と効果とについて分析されたもの、景観(景勝)評価をめぐっての地域間競争という側面が強調された結果、急激に高まった(高められた)地元意識の特徴と影響について論じたものなど、ユニークな視点から考察されたものも少なくはない。

本稿の視点は、昭和初期に行われた日本新八景選定を、ある特定時代における国民参加型の一過性イベントとして扱うのではなく、この「選定」が、約20年後の第二次世界大戦終結後に本格化する「観光大衆化の下地となった」との仮説を論証することを目的としたものである。

この仮説の検証には、まず日本新八景の選定がどのような方法・手続きによって行われたものであったのかについて詳細に考察することが必要となることは言うまでもない。本稿は、選定事業の主旨・目的から実施の経緯、さらに審査過程等に関して、詳細に考察を加え、さらに、日本新八景選定との関連で、結果として選ばれた“15か所の温泉”についてもふれている。しかし、この段階で所定紙数に達したため、ここでひとまず本稿を閉じることとしたい。題目(本稿タイトル)と内容は適合しており、未完成ではないものの、筆者としては執筆意図を達成したと言い難いことも確かであり、完成稿を別途提示させていただきたいと考えている。

## 注・参考文献

- 1) 日本社会は大正中期以降、工業化と都市化が進み、鉄道網整備が全国的に進み、都市部においては路面電車や乗合自動車などの交通機関が発達し、住宅地とを結ぶ郊外電車の整備も進められた。女性の職場進出も盛んになり、交通や住宅などに関する社会問題や労働問題への関心も高まった。
- 2) 1918(大正7)年、「大学令」制定によって、大学設置が私立・公立にも認められ、大学生(大学卒業者)が大幅に増え、都市部を中心に知識層増加の糸口となった。  
対応してマスコミも発達し、日刊新聞は発行部数を増し、1920年代半ばには1日100万部に達する有力新聞も現れた。月刊誌も創刊され、1926年には各巻1円で購入できる文学全集(円本)が刊行され、1927年には文芸・学術分野で普遍的価値をもつ古典書を小型化し廉価で入手できる岩波文庫が創刊され、学生と若者から支持された。  
新メディアとして登場したラジオは1925年に定期放送を開始し、映画はサイレントからトーキーへの移行期にあり、トーキー版外国映画が1927年公開されたが、トーキー版日本映画の公開は4年後(1931)であった。この時期、生活を取巻く環境が大きく変化し、文化の大衆化が急速に高まったことは疑う余地がない。
- 3) 遠因は第一次世界大戦時(1914～18)の経済(貿易)膨張に関係した企業財務上の問題にあったが、震災後の財政問題をめぐって3月14日に蔵相が「(震災手形を大量に保有していた)A銀行がついに破綻」と口を滑らしたことから、同行の取付けが起り、東京の中小銀行へと広がり、その余波を受けて多くの銀行が休業を余儀なくされた。4月20日に発足した新内閣は、全国の銀行を2日間休業させた後、3週間の「支払猶予(モラトリアム)」を設けて、この間に日本銀行に非常貸出を実施させて、金融恐慌の沈静化を図った。
- 4) 「日本新八景」選定に関しては、著作・研究資料等が多々あるが、本稿は主として、関戸明子(2005)「メディア・イベントと温泉」、群馬大学教育学部紀要、人文・社会科学編、pp.110～116、新田太郎(2010)『「日本八景」の選定：1920年代の日本におけるメディ

ア・イベントと観光」、慶応義塾大学アートセンター、Booklet Vol18、pp.69～84、を参考にした。

- 5) 「大沼(ポロト)」(北海道)、「三保の松原」(静岡県)、「耶馬溪」(大分県)が「日本新三景」に選出された。  
大沼は「大沼国定公園(1958年指定)」、耶馬溪は「耶馬日田英彦山国定公園(1950年指定)」の一部となっている。なお「三保の松原」は「世界文化遺産」のリストに2013年登録の「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の一部となっている。
- 6) 「年賀状」を交換する慣習は、1887年頃に日本に定着していたが、1926(大正15)年秋に天皇の病状悪化が報じられ、次年度賀状の取扱いが中止となったため、膨大な枚数の葉書が利用されない事態が生じていた。「投票規定」③「推薦投票は官製葉書に限り、一景一枚とする」の前段は、葉書の需要増大に直結しており、景気浮揚にもつながる措置であった。  
後段は、投票を単純・明確化すること、八景すべてにふれる機会をもつ人は限られていることからみて、現実的な措置であったとも言える。しかし、投票すべてに「一景一枚」を求めることが必要不可欠であるかはより検討すべきであった。
- 7) その後、「投票規定」が一部変更され、また最終決定を行う審査委員会の審査要領および審査委員の構成等は、投票が集まりつつあった状況の中で検討が進められていた。この間の状況については、注4)の新田太郎(2010)の著述を参考にした。
- 8) この段階において、「対象とする景観(名勝)の条件」を説明するのは、基本的な事項についての検討が発案段階で十分なされなかったことの証しであるとも考えられる。また、人工的名勝については「錦帯橋と後楽園に代表される…」と例示しているが、“日本三名園”と一括される庭園にも建造時期にかなりの違いがあり、「日本三名園」の呼称自体が明治末に教科書で初めて用いられたものであったことから、「建造年度」のように客観性のある基準を示すのが適当であると考えられることができる。
- 9) 花巻温泉は盛岡電気工業の事業として近辺の温泉からの引湯によって1923年から温泉

旅館を経営していた。(株)花巻温泉として独立したのは、選定が行われた1927(昭和2)年であるが、同社は団体投票の依頼を中心として、温泉部門票全体の18%を獲得した。

- 10) 上高地は、槍ヶ岳・穂高連山の登山口であり、1886年にイギリス人宣教師W・ウェストンが訪れ、著作によって「日本アルプス」として内外に紹介された。十和田湖は、明治から大正に活躍した文筆家大町桂月が1908(明治41)年に訪れ、雑誌『太陽』に発表した紀行文によって、景観の素晴らしさを広く知らせた。上高地とともに、国立公園指定の候補地とされていた。

木曾川と飛騨川の合流点から犬山までの12kmの溪谷部を、1894年に『日本風景論』を著したことで知られる地理学者志賀重昂は、ドイツ・ライン川に模して「日本ライン」と命名しており、上高地とともに日本の景観の国際的知名度を高める役割をはたしていた。

別府温泉は古代から知られる歴史ある温泉地であるが、近年港湾整備に取組み、外国からの観光船誘致などにも積極的に取り組んでいた。日光華厳滝は古代からその存在は知られていたが、滝壺への道が開かれたのは近年であり、その直後(1903年)に18歳の第一高等学校生が投身自殺して一躍知られるようになった。

狩勝峠は北海道の鉄道敷設を進めるにあたり、石狩国と十勝国とを結ぶ地点として開発されたもので、日本では数少ない平原の地平性を見ることができる場所として知られていたが、1966年に新狩勝トンネルを経由する新線に切り替わり、車窓から十勝平野を一望することに終止符を打った。

# タイ北部・メーホンソン県パーイ郡における温泉観光開発 Tourism Development with Hot Spring Facilities at Pai District, Maehongson Prefecture, Thailand

浦 達雄\* 小堀 貴亮\*\* アナウツド・チョサツプ\*\*\*  
パンティラー・シンタイポップ\*\*\*\*  
Tatsuo URA Takaaki KOBORI  
Anawut CHOOSUP Pantira SIGTAIPOB

キーワード：タイ (Thailand) ・メーホンソン県 (Maehongson prefecture) ・  
パーイ郡 (Pai district) ・開発 (development) ・温泉観光 (spa tourism) ・  
経営動向 (business trends)

## 1 はじめに

### (1) 研究の背景

図1は、タイにおける温泉地の分布を示したものである。現在、タイには200カ所を超える温泉地が成立し、その分布状況はタイ北部・バンコク周辺・タイ南部(マレー半島)に立地しているが、その過半数はチェンマイを周辺としたタイ北部に位置している。

本研究では、タイ北部、特にメーホンソン県パーイ郡における温泉施設を調査対象として取り上げた(図2)。メーホンソン県には13カ所に及ぶ温泉施設が成立し、その内、パーイ郡には8カ所が点在し、集積地区となっている(高橋 2008)。

メーホンソン県はミャンマーとの国境をなす県で、自動車交通の場合、そのアクセスはあまりよくない。しかし、国境地帯に位置するため、環境そして経営者を含めて個性的な温泉施設が立地することで知られる。パーイはパーイ郡の中心都市で、街並みは欧風に作られ、欧米からの観光客が多い。

本研究は「タイにおける温泉観光開発」をテーマとした一連の研究の一部分を構成するものである。これまでの研究では次の地域を事例として実態報告を行った。つまり、サン

カンペーン(浦・小堀他 2012)・チェンマイ周辺(浦・小堀他 2013)・チェンライ県(浦・小堀他 2014)・メーホンソン県(浦・小堀他 2015)・ランパーン県(浦・小堀他 2016)・チェンマイ県(浦・小堀他 2017)である。

これまでタイ北部では6回に及ぶ温泉調査を行い、その結果、温泉の立地区分では国立公園立地型と農村立地型、経営者のタイプでは公共型と民間型に分類出来ることが判明している。研究姿勢は現地訪問・野外観察・聞き取り調査などを行うことである。お国柄もあって、アポなし訪問が大半で、その都度、聞き取りの相手を探すことになるが、公式な調査よりも地域密着型であり、それなりの成果はあがると思って調査を継続している。従って、今回の報告はその一部分を構成するもので、将来的にはタイにおける温泉観光開発の実態や方向性を明確にする予定である。

### (2) 従来の研究成果

日本における観光地理学の分野では、タイに関する温泉観光開発に関する論文はその数が限定される。その代表的な論文は浦達雄・小堀貴亮他による一連の成果である。その調査手法は現地での野外調査、経営者(またはマネージャー)・観光客・地元住民などに対

\*九州産業大学 (Kyushu Sangyo University) \*\*川村学園女子大学 (Kawamura Gakuen Women's University)  
\*\*\*ラチャプリュック大学 (Ratchapruerk University) \*\*\*\*パンティラー旅行社 (Pantira Travel Agency)



図1 タイにおける温泉地の分布  
(注) 高橋(2008)を改図して小堀貴亮作成。

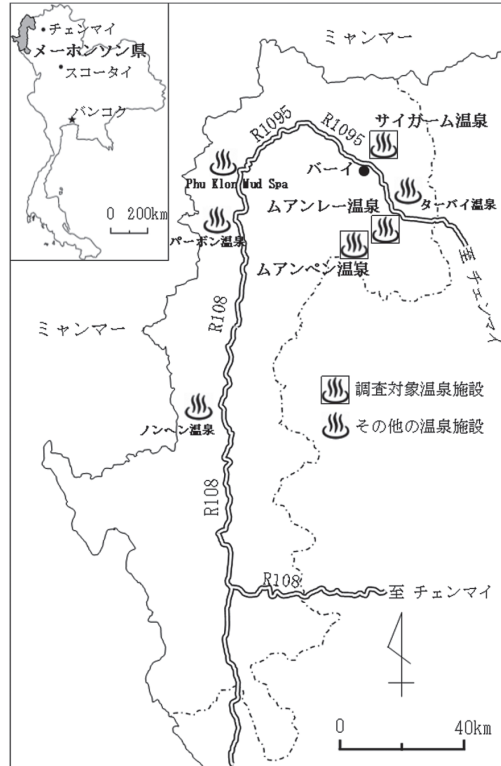


図2 メーホンソンの調査対象温泉施設  
(注) 北タイランド チェンマイ (ROAD WAY) による

する聞き取り調査が主体となる。テーマは温泉観光開発と地元住民の対応で、以下の地域で調査を行った成果がある。サンカンペン(2012)・チェンマイ周辺(2013)・チェンライ県(2014)・メーホンソン県(2015)・ランパン県(2016)・チェンマイ県(2017)である。

旅行記としては、浦(2011・2012・2013・2014・2015・2016・2017)などがある。なお、タイ北部の温泉の分布状況を明確にした図面として地質調査所(1987)がある。普及書・機関誌としては、前者には高橋(2008)、後者には松下(2001)・浦他(2011)・徳本(2014)などの著作がある。

### (3) 研究の目的と方法

研究の目的は、タイ北部のメーホンソン県パーイ郡の温泉施設を事例として観光開発の実態を把握することである。メーホンソン県

の温泉施設の一部は2015年に報告したが、今回は温泉集中地区であるパーイ郡を調査対象とした。調査の方法は現地訪問・聞き取り調査・野外観察・文献調査などである。聞き取り調査は経営者・マネージャー・観光客・地元住民・関係者などである。聞き取り調査は経営者の不在もあって不明な部分もあった。そのため、経営数値は概要の把握に務めた。野外観察では現地調査・ラフマップの作成などを行った。文献調査は観光地図の読図・報告書や旅行記の解読などを行い、最新情報の把握に努めた。

## 2 メーホンソン県パーイ郡における温泉施設の概要

高橋(2008)によれば、メーホンソン県には13カ所、中でもパーイ郡には8カ所の温泉施設が成立している。2014年の調査では、

表1 メーホンソン県における温泉施設の概要(2014年)

温泉	S p a	立地	開発	経営	開業年	経営状況	調査年月日
ターバイ	Thapa	B 国立公園	B 公共	B 公共	1993	A	2014.8.21
プークロン	Phu klon	C 農村	A 民間	A 民間	1995	A	2014.8.21
パーボン	Phabong	C 農村	B 公共	B 公共	1992	B	2014.8.22
ノンヘン	Nong Haeg	C 農村	B 公共	B 公共	2012	A	2014.8.22

(注1)立地Location A: 道路沿いRoadside、B: 国立公園Nationalpark、C: 農村Farm village

(注2)開発Development A: 民間Private、B: 公共Public

(注3)経営Management A: 民間Private、B: 公共Public

(注4)経営状況Business condition A: Eager、B: Redevelopment、C: Dilapidation

表2 パーイ郡における温泉施設の概要(2016年)

温泉	S p a	立地	開発	経営	開業年	経営状況	調査年月日
ムアンペン	Muang Pang	C 農村	B 公共	B 公共	2014	C	2016.8.25
ムアンレー	Muang Rae	C 農村	B 公共	B 公共	2013	B	2016.8.25
サイガーム	Sai Nguam	C 農村	B 公共	B 公共	2016	A	2016.8.25

(注1)立地Location A: 道路沿いRoadside、B: 国立公園Nationalpark、C: 農村Farm village

(注2)開発Development A: 民間Private、B: 公共Public

(注3)経営Management A: 民間Private、B: 公共Public

(注4)経営状況Business condition A: Eager、B: Redevelopment、C: Dilapidation

(注5)サイガームは、2016年にリニューアル

ターバイ温泉・プークロン マッドスパ・パーボン温泉・ノンヘン温泉の4カ所で温泉調査を実施した。

表1はその概要を示したものである。

立地的には、国立公園立地型1カ所・農村立地型3カ所である。経営サイドは公共系3カ所・民間系1カ所となる。マッドスパ(泥湯)・川湯(ターバイ)など個性的な温泉が多いことが特色と言えよう。

2016年の調査では、山間の農村に立地する温泉地を対象として選定した。宿泊施設であるPai Hotsprings Spa Resortなどの調査は、時間の関係で次回に実施することにした。

表2は、2016年に調査を実施した温泉施設の概要を示したものである。

以下、調査順に概要を把握したい。

### 3 ムアンペン温泉

#### (1) 開発の概要

ムアンペン温泉は、チェンマイからの主要道路1095号から1265号線に入って、山奥の農村に立地している。チェンマイからだ

と、1095号線の峠を降りて右手に行くとターバイ温泉で、ムアンペン温泉は左手の1265号線の奥地に位置する。開発は公共系、経営は村で、実際の運営は村人が行っている。

温泉はパーイ川の左岸に位置する。昔から温泉が湧出しており、村人とか旅人はその存在を知っていた。泉質は硫黄泉系である。2014年、温泉公園として整備を開始し、村の投資額は約500B(パーツ)(1パーツは約3.4円程度)である。

#### (2) 温泉・宿泊施設関係

主な施設は管理室・トイレ・遊歩道・東屋・温泉施設などで、温泉公園を形成している。面積は1RAI程度(1RAIは1,600㎡)である。温泉施設は源泉地帯(写真1)・露天風呂(小さなプール)(写真2)・足湯(写真3)などで、内湯などは整備していない。宿泊施設もない。

泉質調査は2010年7月20日にバンコクの南東アジア大学が実施しており、その記念のプレートは園内で掲示されている。しかしタイ語の表示だけで、現在では薄くて読めな

い。

露天風呂と足湯はその後の管理が出来ていない。熱湯であり、しかもゴミが山積みの状態で利用不能だった。しかし源泉地帯は温泉成分が堆積しており、これは貴重な観光資源となっている。

### (3) 経営数値

調査時期が雨季だったので、温泉施設として機能はしていない。したがって経営数値は把握できなかった。

### (4) その他

滞在中、観光客は誰1人として訪問しなかった。道路工事関係者(5人ほど)が東屋で昼休みの休憩中だった。彼らに聞き取り調査を実施した。山の中の農村に立地し、自然環境は抜群である。しかも泉質は硫黄泉系で、温泉施設としては実に優れている。しかし、源泉地帯はとにかく、遊歩道・足湯・露天風呂・東屋・トイレ・管理事務所などが廃れているので、見学だけの温泉施設であり、現状は停滞している。

こうした傾向は、タイ北部の温泉施設で、よく見られる。

## 4 ムアンレー温泉

### (1) 開発の概要

ムアンレー温泉は、主要街道の1095号線の分岐点から1265号線へ走り、分岐点とムアンベン温泉とのほぼ中間点に位置する。パーイ川の左岸に展開する。面積は1RAI程度である。この付近は元々河川敷には温泉が湧出しており、チェンマイ在住の日本人からは「幻の温泉がある」と言われていた。

温泉開発は1993年に源泉掘削を試みたが、失敗に終わった。しかし2013年に間欠泉として突如湧出したのである(写真4)。井戸の深さは100m・泉温は96.4℃を示す。開発主体は国の電気会社で、経営は村、実際の運営は村人が行っている。泉質は硫黄泉系だが、無色透明で強烈な臭いはしなかった。

間欠泉の温泉は観賞用になっている。しか

し、汲み湯をすることで、手湯・足湯などに利用されて楽しめる。

### (2) 温泉・宿泊施設関係

温泉施設は間欠泉だけで、宿泊施設は存在しない。間欠泉の目の前には村人が経営する売店兼食堂が5軒(写真5)ほど並んでいる。しかし、雨季のため、営業中は1軒のみであった。

### (3) 経営数値

乾季(冬季)だと観光客は多少来るが、雨季の場合はほとんどやってこない。間欠泉の鑑賞は無料で、観光客は村人が経営する食堂で食事をする程度となる。調査の訪問時には来客がなかった。

### (4) その他

付近は、以前から「カンラン石」(写真6)の産地で、現在は廃坑となっている。聞き取り調査を行った売店の女将も以前にカンラン石の採鉱を行っていた。カンラン石はケイ酸塩鉱物で、特に高品質のものはペリドットと呼ばれて宝石となる。採鉱には町から移住した人もいて、それなりの繁栄を見たと言われている。

ムアンレー温泉は、景観・風景などにも格別の特色を見い出せない。間欠泉には観光価値があってもそれ以外には何もないので、これだけでは観光客は呼べないのではないかと思われた。

## 5 サイガーム温泉

### (1) 開発の概要

サイガームは、パーイ郡の中心都市であるパーイの郊外、山間の農村に立地する。パーイ川の河床から温泉が湧出しており、20年以上も前から観光客が入浴を楽しんでいた。泉質は硫黄泉系だが、無色透明で強烈な臭いはしなかった。面積は1RAI程度である。

こうした中で2016年に村が25万Bの設備投資を行った。橋やトイレなどを整備したのである。ただし駐車場は未整備の状態であった。トイレの利用は3Bとなる。開発は公共



写真1 ムアンペン温泉の源泉地帯



写真2 ムアンペン温泉の露天風呂



写真3 ムアンペン温泉の足湯

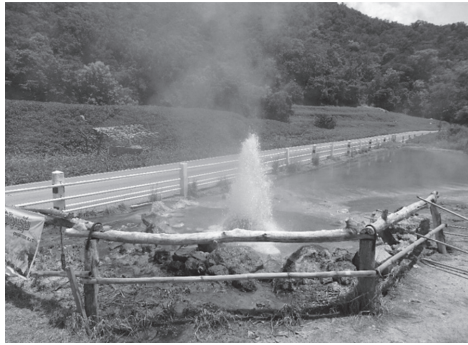


写真4 ムアンレー温泉の間欠泉



写真5 ムアンレー温泉の売店



写真6 ムアンレー温泉のカンラン石



写真7 サイガーム温泉の看板



写真8 サイガーム温泉の河川露天風呂





写真9 ツアーバス(サイガーム温泉)

系、経営は村で、実際の運営は村人が行っている。看板は天然温泉であることを表示している(写真7)。

### (2) 温泉・宿泊施設関係

温泉施設は河川をせき止めたプール状の露天風呂(写真8)で、水着の着用となる。宿泊施設は存在しないが、空き地があってキャンプは可能だと思われた。露天風呂は浅瀬となっている。

### (3) 経営数値

温泉は野湯の状態なので入浴料は無料となる。その外には売店が4軒ほどあった。滞在中に中国人・カナダ人などが訪れていた。パーイからバイクとかツアーバスで来訪する(写真9)。観光客は普通の日で100人/日利用となる。収入としてはトイレの利用料、売店での軽食利用などがある。

訪問時は8月という雨季であったが、調査3施設の中で、一番賑わいがあった。パーイから車で20分程度の時間距離で、自然の中の天然温泉と近接性が人気の秘訣となっている(写真10)。

### (4) その他

サイガームは、立地・景観共に国立公園に位置するターバイ温泉に似ている。ターバイは河川をせき止めて温泉を流して露天風呂としている。しかし、ターバイは入園料がかかるので、サイガームは料金無料で手軽に楽しめることが良いと思われる。入浴をしない観光客も多いが、付近の田園風景など自然環境



写真10 サイガーム温泉の温泉表示

を生かした温泉施設として人気を維持している。

## 6 むすび

以上、タイ北部・メーホンソン県パーイ郡において、3軒の温泉施設を事例として、その開発の実態と経営状況の概要を把握した。

その結果、次の点が明確になった。

- ①今回調査した温泉施設は農村立地型となる。
- タイ北部の場合、一般的には、国立公園立地型と農村立地型に2分される。
- ②温泉は1ヵ所が掘削自噴だが、他の2ヵ所は自然湧出となる。
- ③温泉は硫黄泉系、泉温は高温、湧出量は多い。
- ④調査した温泉施設には宿泊施設は存在しない。一部ではキャンプが出来る用地が存在する。
- ⑤温泉施設は様々である。3ヵ所の内、1ヵ所は整備不良、1ヵ所は間欠泉で観賞用、1ヵ所は河川をせき止めた露天風呂(水着の着用)であった。
- ⑥開発・経営は公共系だが、その後の運営は村人となる。
- ⑦年商など経営数値は把握出来ない。村人が経営する売店の売り上げ程度となる。現金収入を目的としている。
- ⑧オンシーズンは冬季(乾季)(12月と1月)、オフシーズンは雨季(5月～10月)となる。

雨季は観光客が少ない。

- ⑨メーホンソン県は国境地帯に位置し、チェンマイから車で行く場合、山道を通るので、欧米人を主体とした興味本位の若者の利用が多い。
- ⑩地方政府が温泉施設の開発・整備をして、その後の経営・運営は村人に任せただけの場合、一般的に廃れる傾向にある。当局の姿勢は村人に現金収入の習慣をつけることだが、その習慣はなかなか根付かない。今回の調査ではムアンペン温泉がその例となろう。せっかくの温泉施設が十分に生かされていない。
- ⑪今後の課題として、全体的な温泉統計の把握、乾季の時期を含めて温泉施設の継続的な調査を行うことで、タイにおける温泉地の一般的な傾向を把握したい。出来れば、観光客や入浴客に対するインタビュー調査などを実施して、調査・研究の精度を高めたい。

#### 付記

本研究は、大阪観光大学とタイ・ラチャブリュック大学との「研究及び教育上必要とする分野での交流に関する覚書」による共同研究（テーマは「タイにおける温泉観光開発」）の研究成果の一部である。

なお、現地調査は2016年8月25日に実施した。写真は浦達雄の撮影となる。作図は小堀貴亮が行った。

#### 謝辞

各温泉施設における聞き取り調査の際、関係者やスタッフの皆さんから、大変親切に対応して頂きました。ここに記して謝意を表します。

#### 参考文献（発行順）

- 地質調査所（1987）「タイ北部における温泉地の分布」同所、1枚。
- 松下正弘（2001）「タイの温泉（ナムローン）」

温泉（日本温泉協会）・第69巻4号（通巻749号）（2001年4・5月合併号）、26～29頁。

高橋由紀夫（2008）『秘湯天国タイだもーん』あゑ文社、190頁。

浦達雄（2009）「湯遍路旅日記－アジア・太平洋編－」観光&ツーリズム（大阪観光大学観光学研究所・所報）・第14号、12～23頁。

浦達雄他（2011）「タイ・カンチャナブリーの温泉」温泉（日本温泉協会）・第79巻1号、3～5頁。

浦達雄（2011）「UR Aの湯遍路旅日記2010－台湾・中国・タイに行く－」観光&ツーリズム（大阪観光大学観光学研究所・所報）・第16号、11～23頁。

浦達雄・小堀貴亮他（2012）「タイ・サンカンペン温泉における温泉観光開発」温泉地域研究・第18号、25～30頁。

浦達雄（2012）「UR Aの湯遍路旅日記2011－中国・タイに行く－」観光&ツーリズム（大阪観光大学観光学研究所・所報）・第17号、11～25頁。

浦達雄・小堀貴亮他（2013）「タイ・チェンマイ周辺における温泉観光開発」温泉地域研究・第20号、137～142頁。

浦達雄（2013）「UR Aの湯遍路旅日記2012－北京・山西省・チェンマイに行く」観光&ツーリズム（大阪観光大学観光学研究所・所報）・第18号、18～31頁。

徳本穰（2014）「タイ王国北部温泉紀行」温泉（日本温泉協会）・第82巻2号、32～33頁。

浦達雄・小堀貴亮他（2014）「タイ北部・チェンライにおける温泉観光開発」温泉地域研究・第22号、29～34頁。

浦達雄（2014）「UR Aの湯遍路旅日記2013－中国・タイ編－」観光&ツーリズム（大阪観光大学観光学研究所・所報）・第19号、11～21頁。

浦達雄・小堀貴亮他（2015）「タイ北部・メーホンソン県における温泉観光開発」温泉地域研究・第24号、21～28頁。

浦達雄（2015）「UR Aの湯遍路旅日記2014－中国・タイ編－」観光&ツーリズム（大阪観光大学観光学研究所・所報）・第20号、11～25頁。

- 浦達雄・小堀貴亮他(2016)「タイ北部・ランパーン県における温泉観光開発」温泉地域研究・第26号、31～38頁。
- 浦達雄(2016)「UR Aの湯遍路旅日記2015 -中国・タイ編-」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第21号、1～17頁。
- 浦達雄・小堀貴亮他(2017)「タイ北部・チェンマイ県における温泉観光開発」温泉地域研究・第28号、23～30頁。
- 浦達雄(2017)「UR Aの海外旅日記2016」温泉TOP(温泉観光実践士協会機関紙)・創刊号、12～44頁。

# 海水浴・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察 IV —江戸末期から明治中期に來日した外国人医師が 療法として教授した温泉と海水浴—

Consideration of Similarity and Bathing Culture between Sea Bathing,  
Warm Sea Water Bathing and Hot Spring Bathing: IV

進藤 和子\*  
Kazuko SHINDO

キーワード：温泉 (hot spring)・海水浴 (sea bathing)・外国人医師 (foreign doctor)  
・外国人薬学者 (foreign pharmacologist)・温泉分析 (hot spring analysis)  
・処方 (prescription)・医学療法 (medical care)

## 1 はじめに

先に『温泉地域研究』第11号・13号・15号で発表した研究ノートでは、海水温浴(潮湯)には平安時代の文献に初出があり、戦前には温泉の泉質区分に海水泉も1つの泉質として認められていた時期があること、また、現在でも海水を沸かして入浴する施設が点在しているなど、日本の入浴文化として長い歴史を持っていることを述べてきた。今回は、江戸中期～明治中期に、温泉と海水浴(温浴・冷浴)が医療行為としてどう処方されていたか、また温泉分析と外国人がどのように関わっていたかを検証してみる。

## 2 研究の目的と方法

明治以前は温泉と海水浴の医療効果に関しての明確な指導書は少ない。温泉浴や海水浴(温浴・冷浴)を疾病への治療法とみなした医学の観点からの明確な処方や指導は、江戸時代中期まで見当たらない。温泉入浴に関しては、後藤長山(1658～1733)が嚆矢とされる<sup>1)</sup>。

また、江戸初期頃から西洋人が長崎の出島商館の医師として來日し、後期になると西洋

の医学が豊富にもたらされた。明治になると、お雇い外国人として西洋の有識者を招へいし、西洋医学を正式に取り入れることになる。そして、内務省衛生局による温泉や海水浴に関する見解<sup>2)</sup>を踏まえた医学療法や入浴法、泉質などへの知識が日本全国へ広く行き渡っていった。これらの事から、江戸中期～明治中期に來日した外国人たちが、温泉と海水浴(温浴・冷浴)に対してどのような指導をしたか、温泉文化をどう見ていたかを來日年代順に概略を述べてみる。また、來日と時代の推移がわかるように、年表を作成した。

## 3 日本での医療処方

江戸中期から幕末の日本人医師の入浴指導書について概略をのべる。

まず、温泉入浴法に関して記述のある書物として、儒学者の貝原益軒著の『養生訓』をあげておきたい。『養生訓』には、「洗浴」(巻五)として入浴方法を記し、温泉浴が適しているのは、打ち身・皮膚病・手足が動きにくいなどの外傷で、内臓の病気にはあまり向かないとしている。また、海水についても触れていて、「海水を浴びるときは、井戸の水か河の水を半分入れて浴びるのがよい」と記し

\*雑誌ライター (Magazine writer)

ている。

同時代の後藤良山は、書物として著していないが、その内容は弟子が書きとめておいた『師説筆記』（出版年不明）に詳しい。ここには、温泉の鉱脈のこと、泉質のこと、城崎、有馬の湯のこと、症状による入浴法などが記されている。その他、温泉の医療的指導書は香川修徳の『一本堂葉選続編』（1738）など35冊以上ある<sup>1)</sup>が、別の機会に述べたい。

#### 4 来日外国人に関して

江戸中期～明治中期までに来日した外国人医師・薬学者の温泉と海水浴（温浴・冷浴）に関して記録の残る見解の概略を年代順にあげてみる。

##### a) ケンベル (Engelbert Kaempfer)

オランダ商館医として来日。2年間の滞在のうち、商館長の主治医という立場で、将軍に謁見するために参内する旅行に2回随行。途中で見聞きしたことや、長崎で情報を得たことをまとめて『日本誌』<sup>3)</sup>を執筆。これは当時西洋に日本を紹介した希少な記録である。

江戸初期の記録なので詳しく紹介したい。温泉に関しては「硫黄、火山、温泉」という章に記述がある。その内容は雲仙の火口付近を探索して冷泉、温泉があること、温泉は熱湯で、体内に入った斑猫（ハンミョウ）の毒

素を取り除く効果がある、と書いている。また雲仙温泉で療養する前に、温度の低い小浜温泉で体を馴らすのが良いともある。「小浜にあるやや温度の低い温泉で療養を初め、まず体を馴らす。」そして雲仙温泉のどこと特定できないが、「目的の温泉では、数日間1日に何回か極めて短い時間入浴するか、単に湯を体にかけるようにする。そして全療養期間中温かい食物を採り、体を冷やさないようにし、特に入浴後は厚着をして汗をかくようにするのがこの入浴心得である」と書いている。

これらの記述から江戸初期の温泉療養について知ることができる。雲仙温泉地域では小地獄温泉について、治療効果最大と言われている有名な温泉で、外傷や内部疾患の治療に特効があると紹介している。また、全アジアを調べたところ、療養のために3日以上温泉を続けて利用する例は他国にはないとも書いている。

他にも五巻の江戸への参府旅行の記述<sup>3)</sup>に嬉野温泉のことが詳しく書かれている。

その内容は、「村の近所に小高い丘があり、そこを流れる小川の傍に温泉があった。中略。母屋の廊下伝いに6室の湯殿に仕切られ、各部屋にそれぞれ塗籠風の湯槽がある。各湯殿の広さは畳1枚分で、そこには2つの樋が設けられており、1つは川の冷水を、他の1

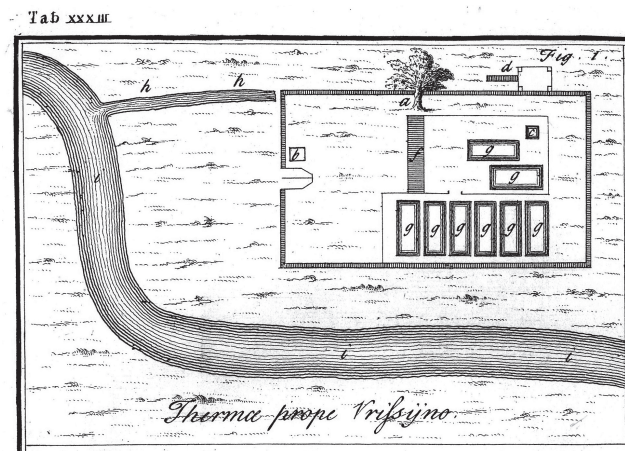


図1 ケンベルによる嬉野温泉のスケッチ

(注) 『Kaempfer's History of Japan』, Thomas Woodward 1727, Book V, p552, Tab X X X III, Fig1 (神奈川県立図書館蔵) より。図中の記号aは温泉ということを確かめることに使ったクスノキであろう。gは浴槽。

つは温泉の熱い湯を引き込み、双方を混ぜて好みの温度に調節しうようになっている」とあり、図版も添えられている(図1)。温泉と証明するために、樟(クスノキ)の葉を浸し、その葉を嚙んでみると、「唾液や口の中が黄緑色に染まった」とも書いている。

#### b) ツンベルグ(Carl Peter Thunberg)

次いで温泉の記述があるのはツンベルグの『日本紀行』<sup>4)</sup>である。嬉野温泉について「沸騰泉というべきものであるが、これはみな閉ざした一室のうちにあって、病人の便宜を計って、綺麗な家がついている。病人は湯船のうちに坐る。管が湯船まで来ていて、この管の活栓をねじれば水なりお湯なり望むものを入れることが出来る。同じ土地のうちに便宜な部屋が沢山あって、ここで入浴後休んだり寝たりすることが出来るし、また景色のよい散歩場もある。日本にはこの温泉設備の数は非常に多い」と書いている。そのほかには、箱根の湯本の近くに温泉があって、病人のために便利な施設ができていと聞いたことを書いている。

#### c) シーボルト(Philipp Franz von Siebold)

長崎の出島のオランダ商館で日本人に医学の講義をした内容を『シーボルト処方録』<sup>5)</sup>として門人の戸塚静海が筆録している。また、シーボルト門人たちの聞き書きとされる『シーボルト験方録』<sup>5)</sup>もある。両者とも内容に関しては類似した内容となっている。

その内容を見てみると、効果ある理学療法として温泉浴に関しては半身不遂には外用として、海水浴や温泉浴脚湯を処方。また、海水浴に関しては冷浴か温浴かは不明であるが、関節屈伸不妨には海水浴を毎日2~3回浴すること、小児疥癬にも外用として海水浴を処方。海水温浴に関しては、痘後疥癬には外用として海水を温めて毎日浴することを処方している。眼科治療においても海水で眼を洗うという処方を教えている。また、日本で書かれたシーボルト自身の唯一の著書、門人高良齋に訳させた『薬品応手録』<sup>6)</sup>には、10

の治療法のうち理学療法に関して「刺絡、蟻針法、針灸、按摩、発疱、芬糊、海水浴、温泉、脚湯、寒温濯水法等モ共ニ治術ノ一端ニシテ欠クベカラザルノ要法ナリ」としている。

#### d) ワートル(Johannes Adrianus van de Water)

来日していないが、温泉・海水浴にだけでなく日本の蘭方医・薬学に影響を与えた人物が、オランダの医師ワートル。ワートルが編んだ『薬性論』を後にプラッヘ(Plagge Martin)が校補した本を、蘭方医だった林洞海が訳して『ワートル薬性論』<sup>7)</sup>として1856年に刊行した。巻9に海水浴、巻20の付録として温泉、海水浴(温浴・冷浴)の事が書かれている。ワートルが薬性論を刊行した年はわからないが、プラッヘの補稿刊行が1834年なので、ワートルが書いたのはそれ以前となり、シーボルトとほぼ同年代ではないかと推測される。

海水浴に関しては、鮮凝剤の中の疏利鮮凝薬の項に食塩・海鹽泉・海水とあって、「塩は海水に最も多く含まれ煮詰めれば食塩になる」とある。海塩泉は「熱泉と冷泉」と2つに分けて解説(プラッヘ加筆か?)。海水に関しては、薬とされるが、時と土地によりその質が異なる、とある。海水浴に関してはオランダの「セーヘニンゲン」と「サンドホー」に海水浴場があると書かれ、海潮を分析した結果も書いてある。そして、「古人ハ海水ヲ以テ良薬トシ用ウレドモ中葉廢シテ(以下略)」と、一旦さびれたが海水浴が復活して世の中で流行していることがわかる記述がある。病状により冷浴と温浴を選択すべしとされ、「腺病質には温浴、情緒不安定は冷浴」など処方9例あげられ、忌避病状も記されている。慢性皮膚病の項には「硫黄泉のほうが優れている」という温泉推奨の記述がある。

温泉に関しては、巻二十一に付録として、硫黄泉・曹達泉・芒硝泉・海塩泉・舎密未明泉、冷泉として硫黄泉・剛鉄泉・曹達泉・舎遊離炭酸瓦斯泉・芒硝泉・苦塩泉・海塩泉、

海水の成分・効果・処方・入浴法などが記されている。補として海水浴の詳しい解説もあり、人造鉱水のつくり方、蒸気浴のことも書かれている。

e) ポンペ (Johannes Lydius Cathrinus Pompe van Meerdervoort)

1855年に長崎に創設された海軍伝習所の蘭方医学教師として来日。5年間にわたって西洋医学を教授して、日本近代医学の礎を作った。その著書『ポンペ日本滞在見聞記』<sup>8)</sup>には入浴に関して、日本人は熱すぎる湯に入ること、衛生に関する見解、風習的なことを書いている。少しだが河川や湾内の冷水浴の風習にも触れており、温泉に関しては分析検査の依頼も多かったことがわかる。

海水浴療法も行っていて、1858年に筑前藩主黒田成斉溥(なりひろ)への処方箋(図2)には、慢性全身性リウマチス、療法の一つに「海水浴(筆者注--冷浴)、中ニ在テ具波潮ニ浴スルコト 敢エテ遠ク汲テ浴するにアラス 温泉浴。硫黄ヲ含ム者甚功アリ」という処方箋が冒頭の図版に掲載されている。また、ポンペ第一の弟子でもあり、日本人に西洋医学を教える補佐役でもあった松本良順(幕府医・軍医)が、前述のワートル薬性論(訳者は松本良順の義兄林海海)を読み、温泉の項目中にある海水浴について質問したことに

し、医療効果もあるので、四方海に囲まれている日本においての海水浴場開設をすすめている<sup>9)</sup>。ただし、ポンペの処方に海水温浴に関しては、見当たっていない。

f) ウイリアム・ウイリス (William Willis)

江戸駐在英国公使館の医官として蘭方医学の指導に当たっていた。ウイリスは、明治政府がオランダ医学からドイツ医学を採用した際に、西郷隆盛らに招かれ鹿児島に医学校を開設した。この時に温泉に興味を持ったと考えられ、『開聞岳登山報告』(1871)では、開聞岳の登山途中でリウマチの治療に効果がある数カ所の温泉を訪ねた事、入湯に関しては様々な支障を起こす恐れがあるのではないかと、また泉温が高すぎるとも報告している。2年後の1873年には「栄之尾温泉」を視察するための許可申請も出されている。

g) ゲールツ (Geerts Anton Johannes Cornelis)

長崎医学校の理化学教師として日本政府から招聘された薬学者。横浜司薬場の薬品試験監督に任命され、衛生行政の基礎や日本薬局方制定などに貢献。日本各地を訪ねて温泉分析調査も行い、温泉に精通していたことが著書からうかがえる。明治12年に刊行された著書『日本温泉獨案内』<sup>10)</sup>では、鉱泉の分類として、第一種に無偏性泉即ち中性泉、第二

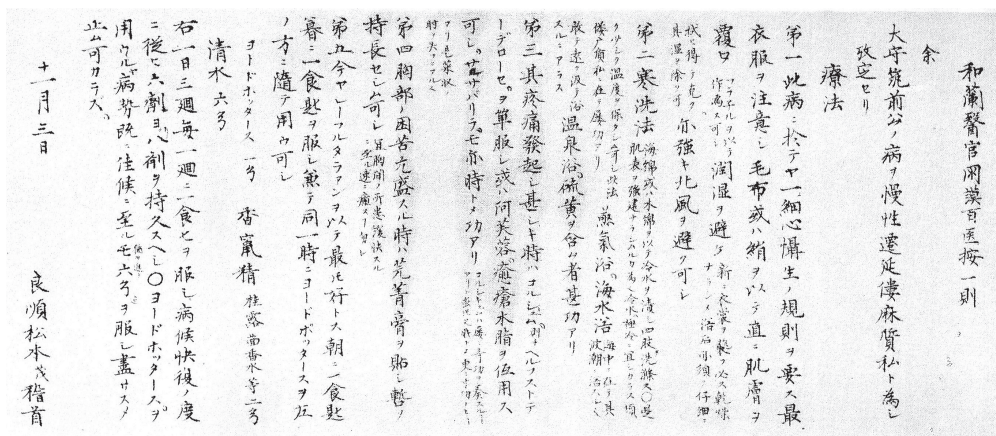


図2 ポンペの診断書を松本良順が訳したもの(武谷道彦氏蔵)

(注)第二に浴法の処方が書かれている。

表1 江戸中期より明治中期の温泉・海水浴(温浴・冷浴)に関する医学・薬学事項年表

年	薬学・その他分野	医学分野
1690		ケンペル(独)長崎オランダ商館医師 ~1692『日本誌』刊(1727英・1997今井 正訳) 温
1712		『養生訓』刊 温・海
1738		『師説筆記』刊
1774		『解体新書』刊
1775		ツンベルグ(瑞)長崎オランダ商館医師・ 植物学者~1776『ツンベルグ日本紀行』 刊(昭和3年 山田珠樹訳) 温
1815		杉田玄白『蘭学事始め』
1823		シーボルト(独)長崎オランダ商館医師 ~1829、1859~1863 温・海
1827		『シーボルト処方録』刊(戸塚静海編)
1840	この頃林洞海がワートル(蘭)『薬 性論』を入手	
1853	ペリー来航	
1856	『ワートル薬性論』林洞海訳刊 温・海	
1857		ボンベ(蘭)長崎海軍伝習所医学教授 ~1862 『日本における五年間—日本帝国と その国民の知識への一寄与』(1867~1868 刊)(『ボンベ日本滞在見聞記 日本におけ る五年間』刊 1968沼田次郎他訳) 温・海
1858	横浜港開港 幕府オランダ医学採用	
1859	ヘボン 神奈川富岡海岸で海水浴	
1861		ウィリス(英)長崎養生所開設医師 ~1881 温
1868	明治維新	
1869	ゲールツ(蘭)薬学者、 長崎医学校→京都試薬場→横浜試薬 場 ~1883(日本にて没) 温・海 新政府ドイツ医学を採用	
1871		ホフマン(独)東京医学校教師 ~1875 草津温泉分析 温
		スロイス(蘭)金沢医学館教師 ~1879 温・海
1872	ライマン(米)鉱山学・日本各地の 地質調査~1891 温	ヴィダル(仏)~ 帰国後『日本の温泉』1876。 『浅間山火山と草津、川原、磯部温泉』 1876、『横浜周辺の温泉地旅行記』1879の 論文をフランスで発表 温
1873	ドワルス(蘭)大阪司薬場教師~ 1879? 有馬温泉分析など 温	
1874	マルチン(独)東京医学校教師~ 1879 熱海温泉の分析試験など 温	
1875	政府 医業兼業禁止	ヘーデン(蘭)医師~1894? 海
1879	ゲールツ編『日本温泉独案内』刊	ベルツ(独)医師~1905 温・海
1890	ゲールツ編『日本温泉考』刊	

(注)年代は来日~離日。温--温泉に関係。海--海水浴(温浴・冷浴)に関係。



種に無気ノ酸泉、第三種に有機の酸泉、第四種に含塩泉、第五種に亜硫酸泉に分け、それぞれの泉質の特徴・効果を期待できる症状と注意点・該当する温泉地名などを細かくあげている。ここで注目したいのは、同じ泉質を持つ欧州の温泉地名が挙げられている点。この事から、欧州では医療行為の一つとして、温泉療法が広く行われていたことがわかる。続いて次年に刊行された『日本温泉考』<sup>11)</sup>は、桑田知明がゲールツ著『ド・ラ・ナチュラル』(仏書)を訳したもので、注目すべきはゲールツの書いた日本鉱泉の部を基に、ライマン(米 地質兼鉱山学士)、マルチン(独 東京薬司場教師)、ドウルス(大阪司薬場教師)、リトル(司薬場教師)、シーボルト(医師)などの見解も加えて、日本全国の温泉の泉質、効能だけでなく、外国人の入湯状況なども加えて詳しく解説している点である。

## 5 まとめ

開国を進める江戸幕府、西洋化を進めた明治政府によって招へいされた外国人有識者のうち温泉や海水浴に何らかの形でかかわった人は多数と思われる。短期間に言葉のよく通じない日本人医師などに医学を教えるにあたっては、教える内容が膨大で、温泉や海水浴(温浴・冷浴)は末節の分野だったと思われる。ただ、欧州では温泉は病気の症状緩和、予防に医学的な裏付けがあり、その知識を講義や医療現場で伝えたと思われる。

長年の経験と知識で風習として温泉を利用してきた日本人に、医学的利用を知らしめた外国人有識者たち。このことはベルツの来日により、さらに温泉と海水浴の医学的意味が確立されていく。そして鉄道の発達とともに、庶民の娯楽としての温泉・海水浴になっていった経緯に関しては、調査研究をさらに進めていきたい。

## 謝辞

ケンペル文献中の雲仙地域解説に関して、長崎国際大学の池永正人先生のご協力と資料提供をいただきました。ここに記して謝意を表します。

## 注・参考文献

- 1) 西川義方(1943):『温泉言志』、人文書院、229～232頁。
- 2) 進藤和子(2010):「温泉地域研究」第15号、37～42頁。
- 3) ケンペル・今井正訳(1997):『日本誌』上巻、第1巻第8章「日本各地の気候および地下資源」、218頁。下巻、第5巻7章「長崎から小倉への陸路の旅」、202～203頁。
- 4) ツンベルグ・山田珠樹訳(1928):『日本紀行』、駿南社、101頁。
- 5) 戸塚静海筆録(1827):『シーボルト験方録』、戸塚武比古(1983):『日本史学雑誌』316～339頁「シーボルト験方録」、中村昭(1995):『日本史学雑誌』、75～111頁。
- 6) シーボルト・高良齋訳(1826):『薬品応手録』自費出版本、数百部刷。
- 7) 林洞海訳(1856):『ワートル薬性論』早稲田大学古書籍データベース、國木孝治(2011):学位論文「我が国における潮湯治から海水浴への変遷過程に関する歴史的研究」5～38頁。
- 8) 沼田次郎他訳(1968):『ポンペ日本滞在看聞録』、雄松堂出版、304～307頁。
- 9) 小川鼎三・酒井シズ(1980):『松本順伝・長与専斎伝』、平凡社、93～96頁。
- 10) ゲールツ著・成島謙吉訳(1879):『日本温泉独案内』。
- 11) ゲールツ著・桑田知明編(1880):『日本温泉考』。

# 温泉地の猫から考える地域と人の結びつき

## Relationship between People and Region Considering through the Cats Living in Onsen Area

西村りえ\*  
Rie NISHIMURA

キーワード：温泉地 (hot spring area) ・猫 (cat) ・地域猫 (regional cat) ・  
動物愛護 (animal welfare) ・地域共同体 (community)

### 1 はじめに

温泉地の取材を続けている中で、近年、猫の話題をよく聞くようになった。「観光客が餌を与えるため猫が増えている」「猫の溜まり場がある」「猫が宿の庭に入り込んで棲みついている」など、「猫は困った存在」といった声を聞く一方で、「看板猫に会いに来ている」「宿猫にお土産を持って行くのが楽しみ」「猫の写真を撮っている」など、猫の存在を好意的にとらえる声も数多い。

元来、温泉地には猫が多く棲みついている。生息数のデータはないが、温かい場所があちらこちらにあり、空間にも人の心にも余裕がある温泉地は、か弱い小動物にとって居心地の良い場所であると思われる。筆者も温泉タンクやパイプを利用して暖を取る温泉地の猫を各地で目にしている(写真1)。



写真1 箱根の温泉タンクで暖をとる猫  
(注)筆者撮影(2017年12月26日)。

そんな温泉地の猫たちが、昨今、注目されつつある。

そこで、猫を通して温泉地(宿)のあり方を考えてみたい。それによって、温泉地(宿)の新たな一面が見えてくるはずである。猫は温泉地(宿)活性化の一要素にもなり得るが、反面、マイナス要因にもなりかねない。温泉地(宿)と猫とのより良い関係を築くためには何が大切になるのか、温泉地(宿)での事例を元に考察をすすめていきたい。

### 2 猫のデータ

「温泉地と猫」については先行研究がないため、まずは猫の飼育に関する基本的なデータを押さえておきたい。特徴をはっきりとさせるために、犬との比較データも一部、掲載する。

#### (1)猫と犬の飼育頭数

2017年12月22日に日本経済新聞、朝日新聞などで報道されたように、2017年に初めて猫の飼育頭数が犬を上回った。ただし、これは猫の飼育頭数が大きく増えたからではなく、犬の飼育頭数が減ったためである。

一般社団法人ペットフード協会の調査<sup>1)</sup>によれば、飼育世帯数は、犬が約722万世帯であるのに対し猫は約546万世帯である。犬を飼育する世帯は減少傾向にあるものの、猫を飼育する世帯を上回っている。だが、1世帯あたりの平均飼育頭数をみると、犬が1.24

\*温泉ライター (Freelance Onsen writer)

頭であるのに対し猫は1.75頭となっている。つまり、猫は複数匹飼っている世帯が多いということであり、そのため、全体の飼育数は猫が犬を上回る結果になっている(図1・図2)。

## (2) 犬猫の好き嫌い動向

2010(平成22)年に内閣府が行った「動物愛護に関する世論調査」<sup>2)</sup>によれば、この30年間で、ペットの飼育が好きの人が16.7%増加して72.1%に、嫌いな人が16.5%減少して25.1%となった(図3)。

だが、猫と犬とでは好き嫌いの状況が異なる。2008(平成20)年～2009(平成21)年にかけて実施された千葉県「犬猫の飼養実態調査」<sup>3)</sup>によると、「猫が好き」と答えた人は34%、「嫌い」は30%と、その割合はあまり変わらない。

一方、同調査で「犬が好き」と答えた人は58.3%、「嫌い」は11.3%と、「好き」が「嫌い」を大きく上回っている。さらに、「あなたにとって猫(犬)はどんな存在ですか?」と

いう質問項目を見ると、両者の違いはより際立ってくる(図4・図5)。

猫に対しては、「家族や友達」が18.1%、「愛玩動物」が18.6%と、愛情ある存在と考えている人が36.7%を数える一方で、「やっ

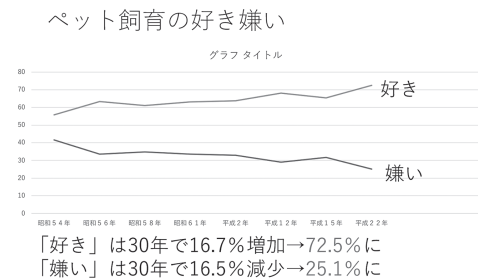


図3 内閣府「動物愛護に関する世論調査」  
(注) 2010(平成22)年実施をもとに筆者作成。

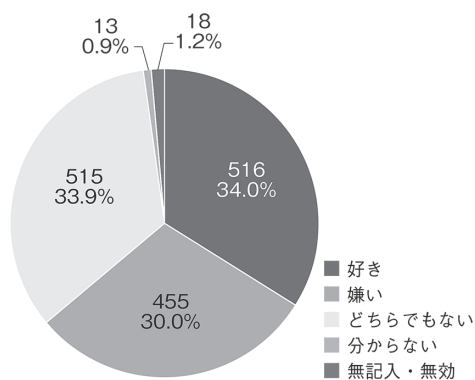


図4 猫の好き嫌い調査結果

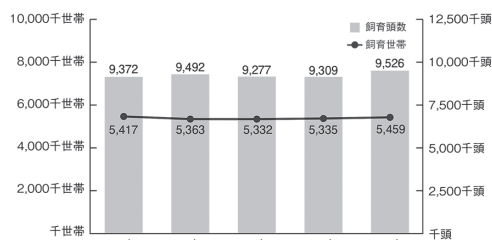


図1 猫の飼育頭数と飼育世帯数

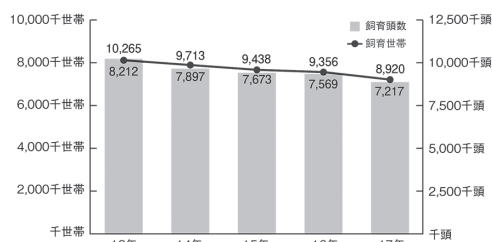


図2 犬の飼育頭数と飼育世帯数

(注) 図1・2ともに一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」より後藤和則・筆者作成。

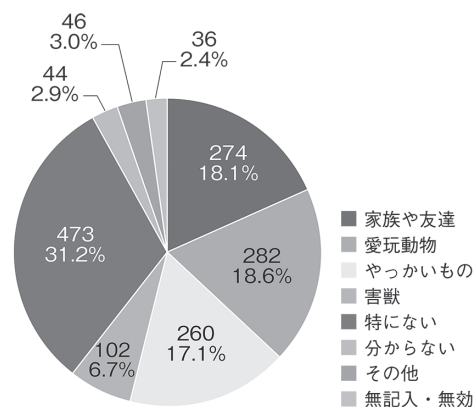


図5 猫はどういう存在か

(注) 図4・5ともに千葉県「犬猫の飼養実態調査」2008年～2009年実施より後藤和則・筆者作成。

かいなもの」17.1%、「害獣」6.7%と答える人の数も一定数にのぼっている。これに対して犬の場合は、「やっかいなもの」「害獣」と答えた人は猫の約3分の1にとどまっており、大多数が友好的な感情を抱いている。

2016（平成28）年度の札幌市による動物愛護に関するインターネット調査<sup>4)</sup>でも、「犬や猫が好きですか」という問いに対して、「犬は好きだが猫は好きではない」という人が2割ほどおり、両方とも嫌いという人と合わせると3割近くが猫嫌いという結果になっている（図6）。

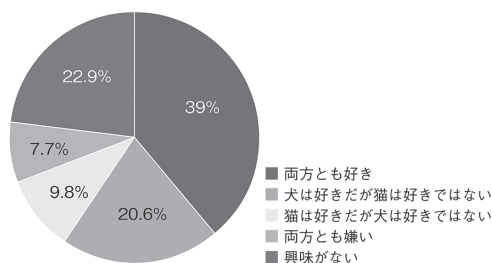


図6 札幌市「動物愛護に関するアンケート調査」より

（注）2016（平成28）年11月実施より後藤和則・筆者作成。

このように、特に猫に対しては、一定数、「嫌い」で「迷惑だ」と感じている人がいることを頭に入れておきたい。

### （3）犬猫を飼育している人、飼育したい人、その阻害要因

一般社団法人ペットフード協会の調査<sup>1)</sup>によると、現在、犬猫を飼育している人の割合は、犬で12.8%、猫で9.7%である。また、これからも犬猫を飼いたいと考えている人（実際に飼育している人を含む）の割合は、犬で21%、猫で16.3%となっている。つまり、飼いたいけれども飼えない人が7～8%程度いることが分かる。

それでは、なぜ飼えないのか。その阻害要因についてまとめたのが下記（表1）である。

猫では、「住宅問題」「金銭的な問題」「十分に世話ができない」「別れがづらい」「最後まで世話をする自信がない」などとなっている。因みに、その順位は年代によって大きく異なり、70代では「最後まで世話をする自信がない」、20代～40代だと「金銭的な問題」が最も大きな要因となっている。いずれにせよ、様々な理由により犬猫を飼いたいけれども飼えない人たちが一定数存在する。彼らが犬や猫と触れ合える場として温泉地や温泉宿をとらえ直すことには、大きな意味があると思われる。

### 3 宿泊とペットに関するデータ

続いて、宿泊旅行とペットに関するデータも押さえておきたい。

表1 猫飼育の阻害要因

	禁止される集会所住宅に	からお金をかかる	で十分に世話が	か別れがづらい	なを最後まで信が話	だか死ぬと	亡以前のペットを	か自信がない	がわのつた事から大	か家や庭が狭い	か家族がいる	手一供の世話が	かた入断を検討し	その他	のあてはまるも
TOTAL	30.3	25.8	24.4	22.3	20.5	20.1	10.5	10.4	8.3	8.0	7.6	6.2	0.3	6.7	8.6
20代	41.7	48.1	35.2	23.1	13.0	17.6	6.5	14.8	16.7	12.0	8.3	3.7	0.9	5.6	6.5
30代	40.0	44.3	26.1	13.9	13.9	17.4	8.7	9.6	9.6	11.3	9.6	19.1	0.0	5.2	3.5
40代	28.6	30.8	21.8	23.3	11.3	18.8	6.8	8.3	5.3	7.5	8.3	9.0	0.0	10.5	14.3
50代	29.0	12.0	29.0	23.0	9.0	19.0	10.0	11.0	13.0	8.0	9.0	4.0	0.0	9.0	7.0
60代	24.1	13.3	20.5	30.1	27.7	24.1	16.9	13.3	8.4	8.4	3.6	0.0	0.0	3.6	7.2
70代	22.0	9.8	17.9	22.5	39.9	23.1	14.5	8.1	1.7	3.5	6.4	1.2	0.6	0.6	10.4

単位(%)

（注）一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」より後藤和則・筆者作成。

表2 宿泊旅行をしなかった理由

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位		
	何となく しないまま 旅行を 過ぎた	なにか 家計の 制約で 旅行 が けられ た	なにか 旅行に 興味 が な か つ た	なにか 休 み が 取 れ な か つ た	なにか ペ ット が い た	なにか 将 来 が 心 配 で 支 出 を 抑 え た か つ た	なにか 合 わ な か つ た 旅 行 し た 人 と い い な か つ た	なにか 一 緒 に 行 く 人 が い な か つ た	なにか 理 由 が あ ら な か つ た 自 分 の 健 康 上 の 理 由 が あ ら な か つ た	なにか 思 う 所 が な か つ た 国 内 で 行 き た い と	なにか い い け な い 家 族 が い ら な か つ た	なにか 介 護 し な け れ ば い い な い 家 族 が い ら な か つ た
全体	34.0	19.7	17.4	14.1	<b>7.6</b>	6.0	5.6	5.4	4.9	4.7	4.7	
性・年代別	20～34歳/男性	34.8	13.6	30.7	12.3	<b>1.9</b>	5.9	4.1	7.8	2.3	7.4	1.3
	20～34歳/女性	30.9	20.7	17.2	12.3	<b>4.6</b>	5.9	5.8	6.5	4.5	3.8	1.3
	35～49歳/男性	34.1	17.7	23.3	17.6	<b>3.6</b>	5.3	4.7	4.5	2.8	4.1	1.3
	35～49歳/女性	35.3	23.3	10.7	14.0	<b>8.7</b>	6.5	7.2	4.0	4.8	4.1	2.3
	50～79歳/男性	33.8	20.2	16.2	15.8	<b>7.4</b>	5.7	5.5	5.3	5.3	5.3	5.5
	50～79歳/女性	34.0	20.8	12.8	12.0	<b>12.9</b>	6.4	6.1	5.4	7.2	3.8	10.2

単位(%)

(注) 株式会社リクルートライフスタイル・じゃらんリサーチセンター「じゃらん宿泊旅行調査2017」より後藤和則と筆者作成。

### (1) 宿泊旅行をしなかった理由

じゃらんリサーチセンターの調査によると、日本人で宿泊観光旅行をする人の数は、年々減っている。なぜ宿泊旅行をしなかったのかについて聞いた調査が上記(表2)である。

これを見ると、宿泊旅行をしなかった理由の5番目に「ペットがいたから」があがっている。中でも50歳～79歳の女性では、「何となく」「家計の制約」に次ぐ3番目に大きな理由となっており、「介護」を理由とする人よりも多い。

また、一般社団法人ペットフード協会の調査<sup>1)</sup>で、犬猫を飼いたいと考えている人たちに、ペットに関するどんなサービスがあったらいいかを尋ねた設問でも、最も多かった回答は、「旅行中や外出中の世話代行サービス」であった。

宿泊旅行をよりスムーズにしてもらうためには、ペットに関する新たなサービスが必要であることがうかがえる。

### (2) ペットと泊まれる宿

最後に、ペットと泊まれる宿のデータを明らかにしていきたい。

じゃらん、楽天、JTBのインターネット宿泊予約サイトでは、いずれにも「ペットと

泊まれる宿」という項目が設けられている。JTBには322軒の宿が登録されており、うち162軒に温泉がある<sup>6)</sup>。楽天トラベルには884軒の宿が登録されており、うち温泉のキーワードにかかる軒数は610軒だが、ここには光明石温泉、麦飯石温泉といった人工温泉の宿や、近くの温泉施設の入浴券付きプランのある宿も含まれている<sup>7)</sup>。じゃらんネットには、676軒の宿が登録されており、うち温泉があるのは332軒であった<sup>8)</sup>。

ちなみに、これらペットと泊まれる宿の割合は、宿の登録総数を公開しているじゃらんネットで見ると2.5%にとどまっている。ペットを飼っている人の割合を考えると、軒数が十分とは言いがたい。

また、ペットと泊まれる宿のうち、じゃらんネットでは約49%に、JTBでは約50%に温泉があるわけだが、2015(平成27)年度の旅館数7万8898件(厚生労働省「旅館業の営業許可施設数」より)のうち温泉宿泊施設数は1万3108件(環境省温泉利用状況より)と、温泉のある宿が16.6%であることを考えると、ペットと泊まれる宿は温泉地に多いと言えそうだ。

#### 4 猫のいる温泉地(宿)の事例

こうしたデータを踏まえた上で、温泉地(宿)の猫についての事例を紹介することで、本稿の研究課題を考察する上での参考にしていきたい。

##### (1) 山口県阿知須温泉「てしま旅館」の「猫庭」

「てしま旅館」は、山口県山口市の南西部、阿知須(あじす)温泉にある全6室の宿である。1968(昭和43)年に創業し、2002(平成14)年に創業者の孫である現オーナーが受け継いでデザイナーズ旅館に改装、「美食の小宿」として経営してきた。昼間はデイケア・サービスも行っているため、高齢者が宿の中庭にやってくる野良猫を見て和んでいる姿に触れてきた。さらには、山口県内の猫の殺処分数の多さや、近隣の道路で交通事故死する猫に常々心を痛めていたことなども重なって、宿の中に「猫のための施設」を作ることを選んだ。

2016年4月にクラウドファンディングを立ち上げ、目標額の400万円を達成、同年6月に「猫庭」を完成させた(写真2)。

「猫庭」とは、旅館の中庭に設けられた猫の保護部屋である。随時、里親を募集しており(写真3)、2017年11月現在、里親に譲渡された猫は102頭にのぼる。また、「猫庭」ができて後、宿泊者数は2割増、稼働率が45%から65%へと上昇した。



写真2 宿ロビーから眺める夜の猫庭  
(注)筆者撮影(2017年6月20日)。

だが、何より大きな変化は、宿泊客の質と彼らとのコミュニケーションの深さであるという。宿泊客の約8割が「猫庭」目当てであり、宿泊した後も宿とSNSで繋がるなど、「猫庭」に関心を持ち続ける人が多い。青森やソウルなど遠方からやって来る人も現れはじめた。

また、家族やスタッフの中にも、「いきものを24時間預かっている」ということで、宿の経営や「猫庭」の運営に対する責任感が出てきたという。現在、YouTubeで24時間、「猫庭」のライブ中継を行っており、1日4,000~5,000回の視聴がある。責任を持って猫の命を預かっているということを広く公開し、宿のブランディングにも繋げている。2017年10月には、第2弾のクラウドファンディングで目標額400万円を達成し、「猫庭」に2階を増築、保護できる猫の数をさらに増やした。

こうした活動をボランティアとしてだけでなく、ビジネスとして成功させることで、活動を長く継続させ、動物愛護の裾野を広げ、山口県や全国の猫の殺処分数を減らしていくことにも繋げていこうとしている。

温泉宿という場を活用して先進的な取り組みやビジネスモデルを提示し続けている宿だ

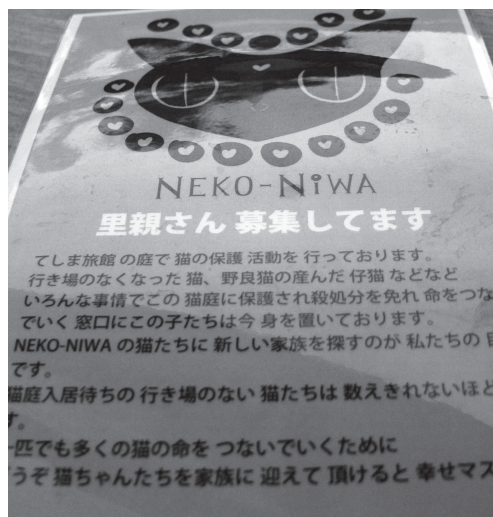


写真3 ロビーに置いてある里親募集の案内  
(注)筆者撮影(2017年6月20日)。

表3 「猫庭」完成によって変わったこと

宿泊者数	2割増
稼働率	45%→65%へ
宿泊客の質 コミュニケーション	会話も増え継続したお付き合いに 約8割が猫目当て
宿泊後	「猫庭」に関心を持ち続けてくれリピーターに
猫庭ライブ配信	1日4,000～5,000視聴
家族やスタッフ	「24時間預かっている責任感」「自信を持って見 てもらえる」など良い方へと変化
近隣の猫好きさん	猫に合いがてら草取りや窓拭きなどを手伝って くれる

(注) 現地や電話での聞き取り調査(2017年10月)により筆者作成。

が、改めて考えてみると、人をも含めて弱いいきものを受け入れるというのは、温泉地や温泉宿の昔からのあり方でもある。

そうした基本を踏まえているからこそ、成功に繋がっているのだらうと考えられる。

#### (2) 「幸せ猫プロジェクト」を推進中の山形県小野川温泉

2017(平成29)年2月22日、地域猫活動をスタートさせた小野川温泉(山形県米沢市)。中心となったのは、旅館組合の下部組織である女将会(11名が所属)である。

小野川温泉では、ここ数年、野良猫や外猫が増えたことにより、糞尿の匂いや鳴き声、屋内への侵入などの影響が出ていた。そのため、動物愛護団体からの協力を受けながら、女将会を中心に地域猫活動を始めることとなった。野良猫のTNR(捕獲して避妊去勢をして(写真4)、同じ場所にリリースする)を実施するかたわら、11軒の旅館で寄付金付

き宿泊プランを発売、おとな1泊につき1,000円を避妊去勢手術代金に充てることとした。また、各旅館に募金箱を設置したほか、名産の独楽や米沢織の袋物を販売し、活動費の一助とした。2017年9月末現在、募金額は16万5000円に達し、11匹の猫の避妊去勢が行われた。

猫が好きな人にとっては、痩せ細った猫を見るのはたいへん辛い。また、どんなに素晴らしい宿であり、良い温泉が湧いていたとしても、猫に冷たい対応をしていると判ると、居心地が良いと思えなくなる。その点、小野川は温泉街にいる猫をまとめて「幸せ猫」に変え、猫好きもそうでない人も、そして猫も、幸せに過ごせるようにと努めている。一連の活動により、「猫が交通事故にあうことがなくなった」「どこにどの猫がいるのか把握できるようになった」「お腹を空かせた猫がないのでゴミをあさったり、家に侵入したり

表4 「幸せ猫プロジェクト」で行っている内容

①	野良猫のTNR
②	11旅館で寄付金付き宿泊プラン発売
③	各旅館に募金箱を設置
④	特産品の独楽や米沢織を販売し活動費の一助に
⑤	温泉街の環境整備→花壇の砂の入れ替えなど
⑥	捨て猫があった際の対策→警察への通報など
⑦	猫の困りごと相談
⑧	地元への説明(避妊去勢のすすめ)
⑨	猫イベントなどへ参加し広報活動
⑩	日々の見守り、ご飯やり、トイレの片付け

(注) 現地での聞き取り調査(2017年10月)により筆者作成。



写真4 小野川の「幸せ猫」たち

(注) 筆者撮影(2017年8月25日)。耳先をカットしてあるのは避妊去勢済みの印。

する猫がいなくなった」など、好意的な声が寄せられている。

活動は道半ばだが、日本最大規模の猫写真展に出展を要請されるなど、全国の猫好きからも注目を集めつつある。

一般的に温泉地には野良猫が多いが、小野川のように温泉地全体で活動している例はおそらく他にない。それでは、なぜ小野川で実現できたのか、動物愛護団体の協力や中心人物の尽力も大きいですが、地域性も考えられる。

小野川の温泉は、1966(昭和41)年より集中管理方式に変わり、配湯の権利を受け継ぐ人が限定された。そのため、山形県外からの外部資本が入っていない。またバブル期に大型化した宿がなく、いずれの宿も5~30室と小中規模である上、経営者同士が姻戚関係にある宿も多く、互いに気心が分かっていることも大きい。

「皆が手を繋ぎ合って、一緒に頑張っていて温泉地なので、今回の幸せ猫プロジェクトに対しても理解を得ることができました」と、活動の中心である女将会の佐藤梨絵副会長は話す。温泉街の周辺住民にも説明会を行ったり、猫の見守りをするなど、活動は現在も続いている。



写真5 旅館フロントに置いてある手作り募金箱と寄付金付きの独楽

(注) 筆者撮影(2017年8月25日)。

## 5 まとめ

今回、事例で紹介した以外にも、伊豆や白馬、由布院などの温泉地の宿で、保護猫カフェを営んだり、猫の譲渡を行うところが出てきている。また黒川温泉のように、旅館組合を中心に猫の保護や世話をしている温泉地もある。これらの宿や温泉地では、猫を目当てに訪れる人たちも増えてきており、猫は新しい観光資源になりつつある。

また、こうした活動を通じて、猫にやさしい温泉地であるというイメージが生まれれば、温泉地の一つの大きな魅力になっていくものと思われる。

猫に対する活動は、猫が苦手な人のためにもなる。地域全体で猫を管理することで、餌を求めて民家や宿に侵入する猫はいなくなり、糞尿が放置されることもなくなる。猫の居場所がある程度、把握できていれば、苦手な人はそこを避けることができる。たとえば温泉街の清掃や植栽ということであれば温泉地全体で行っているケースも多いが、それと同じことが猫活動についても言えるはずである。好き嫌いの枠をとりはずし、温泉地全体で地域猫活動を行うことは可能であろう。

小野川温泉の「幸せ猫プロジェクト」の例を見ても解るように、温泉地における地域力の高さが、猫活動に結びついている。温泉地の魅力を生みだし、住民が団結力を強めていく手段としても、猫活動は大いに役に立つの



である。

#### 注・参考文献

- 1) 一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」。 <http://www.petfood.or.jp/> (2018年1月30日閲覧)
- 2) 内閣府「動物愛護に関する世論調査」 2010 (平成22)年実施。
- 3) 千葉県「犬猫の飼養実態調査」、2008 (平成20)年～2009 (平成21)年実施。
- 4) 札幌市「動物愛護に関するアンケート調査」、2016 (平成28)年11月。  
[http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/net\\_question/documents/h28\\_result\\_summary\\_doubutsuaigo3.pdf](http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/net_question/documents/h28_result_summary_doubutsuaigo3.pdf) (2018年1月30日閲覧)
- 5) 株式会社リクルートライフスタイル・じゃらんリサーチセンター「じゃらん宿泊旅行調査2017」。
- 6) JTB  
[https://www.jtb.co.jp/kokunai\\_htl/list/pet/](https://www.jtb.co.jp/kokunai_htl/list/pet/) (2018年1月30日閲覧)
- 7) 楽天トラベル  
[https://kw.travel.rakuten.co.jp/keyword/Search.do?f\\_teikei=&f\\_query=%83%79%83%62%83%67&f\\_max=30&f\\_area=&f\\_chu=&f\\_shou=&f\\_sort=0&f\\_flg=&f\\_cd\\_application=&f\\_cd\\_chain=&f\\_all\\_chain=0&f\\_su=2&f\\_category=3](https://kw.travel.rakuten.co.jp/keyword/Search.do?f_teikei=&f_query=%83%79%83%62%83%67&f_max=30&f_area=&f_chu=&f_shou=&f_sort=0&f_flg=&f_cd_application=&f_cd_chain=&f_all_chain=0&f_su=2&f_category=3) (2018年1月30日閲覧)
- 8) じゃらんネット  
<https://www.jalan.net/pet/> (2017年11月23日閲覧)

## 温泉裁判例研究

### 慣習上の物権である温泉権を原始取得したものとは 認められなかった事例

A Case which was not Allowed to Acquire the Right to Hot Spring  
that is a Customary Real Right Primarily

松下 真由美\*

Mayumi MATSUSHITA

キーワード：鶴の湯温泉 (Tsurunoyu hot spring) ・慣習法上の物権 (customary right)  
・原始取得 (primitive acquisition)

判決日・出典：東京地方裁判所判昭和54年12月17日・判例タイムズ415号128頁

対象事件名：東京地裁昭和48年(ワ)第10号、損害賠償請求事件

裁判結果・上訴等：請求棄却・確定

【事件の概要】 奥多摩地方においては、温泉に関する権利が土地所有権又は土地使用権とは別個に存在し、独立して処分の対象となるような慣習の存在を認めることができる証拠はないとして、温泉権の原始取得が認められなかった事例

#### 1 事実

(1) Y (被告) は、多摩川を横切るコンクリートダムを築造する工事に着手し、昭和32 (1957) 11月、東京都の水道用として小河内 (おごうち) ダムが完成した。これに伴い、多摩川河岸に湧出していた鶴の湯温泉は湖底に水没した。

(2) ところで、Yは小河内ダムが完成する以前から、その完成により湖底に水没する鶴の湯温泉の権利者等からの要望により、右ダムの湖岸における新たな温泉湧出の可能性について調査を行っていたが、その可能性はないものと判断し、旧温泉権利者および地元住民に対して金銭補償をすべく計画を進めていた。

そして、鶴の湯温泉の湯口の土地を所有してその温泉権 (源泉権) を有していた訴外A、Bは、昭和31年9月5日、Yに対し、それぞれ右湯口の土地を含む土地を売却すると

もに、その各有する温泉権を放棄した。同じく鶴の湯温泉の湯口の土地を所有してその温泉権 (源泉権) を有していた訴外Cも、昭和31年11月30日、Yに対し、右湯口の土地を含む土地を売却するとともに、その有する温泉権を放棄した。

(3) X<sup>1</sup> (原告) は、昭和7年頃から同19年頃まで旧中華民国において鉱山および温泉関係の事業の経営に携っていたことがあったので、その経験を生かして奥多摩湖岸における温泉湧出の可能性について独自に調査を開始し、その結果、湧出の可能性のあることに確証を得た。そこで、X<sup>1</sup>は、昭和31年頃から奥多摩湖畔において温泉掘削を行なったところ、与川田地区内の2地点と留浦地区内の1地点において湯脈を発見したので、それぞれについて慣習上の物権である温泉権を原始取得した、と主張した。

X<sup>2</sup>会社 (原告) は、昭和31年7月24日、

\*レイ法律事務所弁護士 (Lawyer of Rei law office)

小河内ダム付近において観光開発事業を営むことを目的として設立され、X<sup>1</sup>がその代表取締役役に就任した。同日頃、X<sup>2</sup>は、X<sup>1</sup>との間で、双方がその費用を負担して小河内ダム付近の温泉掘削を行い、温泉権を取得した場合には共同でこれを利用する旨の契約を締結した、と主張した。

(4) Xらは、Yが、Xらの温泉事業の挫折を企図して、以下のとおり、①から⑦の一連の違法行為を行ったとして、民法709条に基づきXらに生じた損害の賠償を求めた。また、仮にそうでないとしても、以下の①から⑦の各違法行為は、公権力の行使にあたる公務員であるYの職員が故意または過失により職務を行なったものであるとして、国家賠償法1条1項に基づき、Xらに生じた損害の賠償を求めた。

- ① Yは、X<sup>1</sup>が与川田地区において温泉権を原始取得した日から3日後の昭和31年11月17日頃から、Xらがボーリングをした同地区の方向に向け、新温泉掘削の目的をもって温泉法所定の許可を得ずに横坑掘削を開始し、その後、縦坑掘削を行なったうえ、揚湯用ポンプ場及び湯槽等の諸施設を設置し、現在に至るまでいつでもポンプアップすれば揚湯可能な状態を維持して、Xらに対する侵害行為を継続している。
- ② Yは、昭和44年2、3月頃、訴外島崎建設工業株式会社に、町道新設の必要のない留浦地区において町道工事を請負わせ、X<sup>1</sup>に無断で右工事を施工し、またその際X<sup>1</sup>がボーリングをした地点の至近距離でダイナマイトを使用してボーリング孔を損壊するとともに、X<sup>1</sup>所有の温泉ボーリング用建物、ボイラーその他一切の備品を撤去した。
- ③ 既存温泉湧出地点から半径1キロメートル以内の温泉掘削は、温泉先願権者又は温泉源発見者の権利を侵害する行為としてこれをなしえないとする慣習法が存する。しかるに、Yは、昭和33年ころ、熱海、河内平、

麦蒔戸及び留浦の四地区において、いずれもX<sup>1</sup>が温泉掘削許可を受けていた区域から半径1キロメートル以内の地点で無許可で温泉掘削を行なった。

- ④ Yは、昭和33年ころ、与川田地区付近において、揚湯用ポンプ施設を利用し、配水管を青梅街道まで設置し、更に貯水タンクを設置して揚湯したうえ、業者をしてタンクローリーで近隣旅館業者に配湯させた。
- ⑤ X<sup>1</sup>は、昭和29年3月9日付で東京都知事に対し与川田地区の1地点における温泉掘削の許可申請を行なったところ、Yは、同知事の諮問を受けた東京都温泉審議会に対し、再三にわたり虚偽の事実を報告して、不当に右申請に対する許可を遅延せしめた。その結果右申請後許可がなされるまでに2年9か月を要した。
- ⑥ X<sup>2</sup>は、昭和34年3月17日付で東京都知事に対し、留浦地区における温泉掘削の許可申請を行なったところ、Yは同知事及び前記審議会に働きかけて、右申請に対する決定を不当に遅延させた。その結果、右申請に対する決定は未だなされていない。
- ⑦ Yは、昭和32年2月ころX<sup>1</sup>に対し、Yの掘削にかかる温泉は文化財としてのみ保管するものであって営業その他には利用しない旨虚偽の事実を述べ、X<sup>1</sup>をしてその旨誤信させたうえ、Y施工の鶴の湯温泉保存工事は違法であるとの主張が誤解に基づくものであることをX<sup>1</sup>が認める旨の覚書に署名させた。

## 2 判旨

X<sup>1</sup>は、遅くとも昭和32年1月28日及び同33年3月17日、それぞれ与川田地区内の2地点において、当時右土地の所有者であった訴外原島正国からその使用承諾を得て、温泉掘削中、温泉湧出に成功したことが認められ、またその後間もなく、当時農林省の所有であった留浦地区内の1地点において、温泉掘削中、温泉湧出に成功したことが認めら

れ、右認定を左右する証拠はない。

ところでXらは、鶴の湯温泉の温泉権者であったAらが温泉権を放棄する一方、X<sup>1</sup>が温泉の湧出に成功したことにより、慣習法上の物権である温泉権を原始取得した旨主張する。

しかし右温泉の湧出した奥多摩地方において、温泉に関する権利が土地所有権又はこれに基づく土地利用権とは別個に存在し、独立して処分の対象となるような特別の慣習(法)の存在を認めることができる証拠はないから、右温泉を使用収益処分しうる権利は、その湯口の土地所有権又はその土地使用権の内容をなすにすぎず、したがって、X<sup>1</sup>は与川田地区においては前記認定の土地使用権に基づいて、同地に湧出する温泉を使用収益処分しうるけれども、留浦地区においてはX<sup>1</sup>が当時同地区を適法に使用しうる権限を有していたことを認定できる証拠はないから、X<sup>1</sup>(及びX<sup>1</sup>と温泉の共同利用を約したというX<sup>2</sup>)は、右留浦地区に湧出した温泉を使用収益処分しうる権限を有するものとは認められない。

### 3 評釈

#### (1) 本判決の問題点

Xらは、鶴の湯温泉の温泉権者であったAらが温泉権を放棄する一方、X<sup>1</sup>が温泉の湧出に成功したことにより、慣習法上の物権である温泉権を原始取得した旨を主張した。

これに対し、裁判所は、奥多摩地方においては、温泉に関する権利が土地所有権またはこれに基づく土地使用権と別個に存在し、独立して処分の対象となりうるような特別の慣習(法)の存在を認めることができる証拠はないから、右温泉を使用収益処分しうる権利は、その湯口の土地所有権又はその土地使用権の内容をなすにすぎないとする。

したがって、X<sup>1</sup>が土地所有者から使用承諾を得て温泉を掘削し、湧出に成功した与川田地区においては、土地使用権にもとづいて、同地に湧出する温泉を使用収益処分しうる判断したが、留浦地区においては、X<sup>1</sup>が当時同地区を適法に使用し得る権限を有していたことを認定できる証拠はないから、Xらは右留浦地区に湧出した温泉を使用収益処分しうる権限を有するものとは認められな

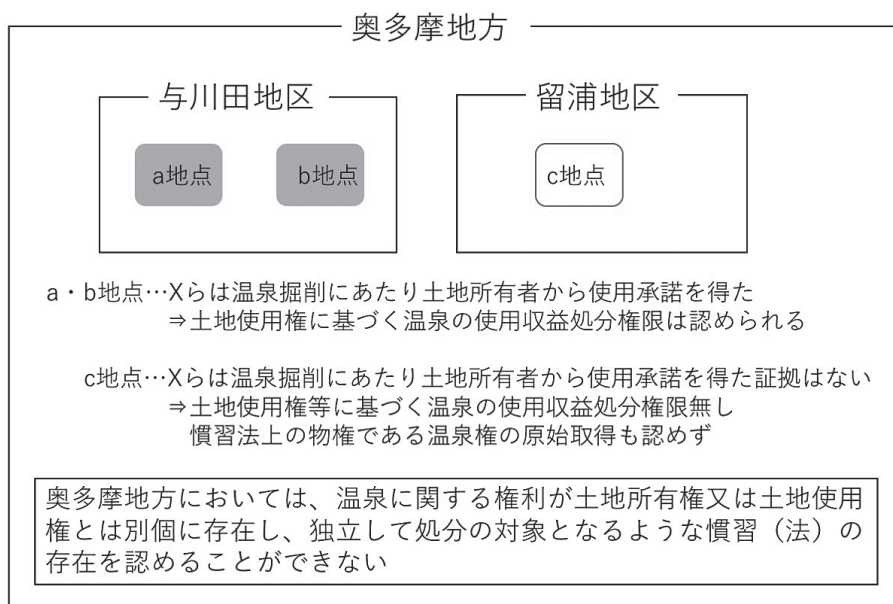


図 東京地裁昭和54年12月17日判決の要旨

い、と判示し、そのうえで、Yに違法行為があったのかについて検討し、Xらの主張をすべて退けている。

しかし、仮に裁判所が認定しているように、奥多摩地方においては、温泉を得るために土地を掘削しても慣習法上の物権である温泉権を原始取得することはないとしても、個人が資本を投下して土地を掘削し、湧出した温泉に対する権利としての、近代法的な温泉権は存在すると考えられるのではないか。

## (2) 温泉権の成立について

本判決は、源泉権が源泉地の地盤の所有権から独立した権利として成立することの根拠を、特別の慣習(法)に求める。

判例や学説上、温泉権は、温泉地の地盤の所有権から独立した物権的権利として認められるのが一般的となっているが、その根拠は、旧慣や多年の慣習を理由とするもの(大判昭和15年9月18日民集19巻1611頁、福岡高判昭和31年11月8日、大分地判昭和29年6月29日)と、源泉の高価な経済的価値を理由とするもの(川島・注釈民法(7)618頁)に分かれ、本判決は前者の立場に立つものと読み取れる。

その地域において多年にわたり反復継続して用いられ、定着している慣習があれば、それは法律と同一の効力を有するものとして、慣習法を根拠として、温泉権を温泉地の地盤の所有権から独立した物権的権利と認めることには異論がない。

もっとも、本判決の事例のように、その地域に慣習法の存在が認められない場合に、そのことをもって地番の所有権から独立した温泉権の成立を一律に否定すべきではないと考える。本判決によれば、その地域に特別の慣習(法)の存在が認められる場合でなければ温泉権は独立の権利とは認められず、その場合には、温泉権は土地の所有権・使用権の内容をなすに過ぎないことになるが、そのような制限をつける理由は判然としない。

温泉それ自体が高額の経済的価値を有する

ことからすれば、近代法の下では、そのこと自体から温泉権の成立を認めて良いと考える。ただ、近代法の下でも、慣習法上の物権としての温泉権の成立を否定する必要はないであろう。

そして、近代法の下では、投下資本に基づく物の支配こそが所有の第一歩であると考えられる。温泉の掘削には、多額の資本と労働力が投下される。温泉掘削許可を得た者が資本と労働力を投じて支配した温泉については、原則として、その者に原始取得が認められるべきであろう。

本判決のXらは、自らの多額の資本と労働力を投下し、土地所有者からの使用承諾を得て適法に掘削を行なった結果、温泉が湧出しているのだから、その事実をもって、温泉を掘削し支配したXらに、原始取得が認められると考える。

本判決は、Xらがそのように主張することで、Xらの源泉権の原始取得が認められてよい事案であったと思われる。

裁判所は、特別の慣習(法)の存在を認めることができる証拠はないとして、Xらの原始取得を否定している。そうすると、他人の土地に許可を得て温泉を掘削し、温泉が湧出した場合、温泉は誰のものになるのかという問題が残る。地盤の所有権と一体化するものとして考えると、資本と労働力を投下して温泉を掘削した者の保護は、温泉の土地所有者との合意で図っていくことになるのか。

## 講 演

## 知っていたら…ちょっと嬉しい塩原のこと

大塚 好一(塩原温泉観光協会)

皆さん、今日は。昨日に引き続き、御案内をする機会を下さり大変ありがとうございます。お時間も短いことではありますけど、知っていたら一寸嬉しい塩原という、皆様に塩原を知って頂きたいということで、原稿を用意してきました。

簡単に自己紹介ですが、この塩原温泉の中塩原という所に生まれ育ちまして、最初は塩原町役場に勤めていました。その後、合併がありまして、那須塩原市の職員として少し過ごし、11年ほど勤めた後、平成19年春に市役所を退職しまして、現在の塩原温泉観光協会に転職しました。市町村の中の組織ではなく、独立した法人となっておりますので、役所を辞めて何でという風には言われませんが、その方が自分は気持ちが減入らないで済むんじゃないかと考えました。是非塩原のことをもっともっと皆さんに知って頂きたいということで今の仕事をしています。

今日は5つに分けていますが、塩原温泉とはこんなところ、塩原の温泉をひも解く、塩原を訪れた人々について、旧塩原御用邸と天皇の間、そして最後に塩原温泉が抱える問題、という順に話をしていきます。

## 塩原温泉の成り立ち

最初は「塩原温泉とはこんなところ」。昨日バスでもちょっと御案内をしてきましたが、本当にざっとですけど、塩原温泉は北側に日留賀岳というこのエリアで一番高い山があります。南側は高原火山と総称しておりますが、釈迦ヶ岳・鶏頂山・前黒山などの山もまた広がっています。数百万年前から数十万年前の話になりますが、この高原火山が噴火をしまして、その溶岩流が流れてくるわけ

ですが、この名残として昨日御覧頂きましたけれど、(このスライドの)右側ですね、爆裂火口跡、溶岩ドームが形成されて、今も蒸気と溶岩が出ている所です。

北側の山から見ると、左に写っている写真のように、これは前黒山という山が見えますけれど、そして火山の溶岩などが流れた溶岩台地と言いましょか、高原で大根やホウレンソウの生産がなされている平野があります。そして下にあるのが塩原ということで、この噴火によりまして、温泉街も西側のエリアが、塩原化石湖と呼ばれる湖となりました。

この湖のところには、周辺から流れ出る、火山灰もちろんですけど、周辺に棲息している木々も、葉なども堆積をして行きまして、塩原湖成層という地層を形成しています。三日月型の湖だったと言われております。

この堆積した火山灰、土砂の間にそうした起源の木々の葉、木々、昆虫、蛙、鼠などが、化石となって、今も残っております、およそ30万年前の地層中からは大変美しい化石が出ています。

世界でも五本の指に入る化石の産出地、植物化石の産出地と言われております。地元の人たちはもうその辺で足元に転がっていたものですから、あまり珍しいとは思わなくて、子供の頃に一回行ったなという人がほとんどでなんですね。非常にもったいない資源かなと思っております。

そしてその後、湖が決壊をして、今のような土地ができていって、そしてこの火山の影響などを受けて温泉があるということで、塩原の温泉、箒川という川に沿った形で幾つか

温泉が点在しているという形となっております。

### 塩原温泉の自然環境

塩原の温泉もなんですけど、もっと自然環境というものに注目したいと思いますが、まずはそうですね、関東の一番外れの方であります、東北とも近いということで、気候的には涼しい気候、特にこの辺りは山に囲まれた、ちょうど居る場所は標高550mくらいになりますけど、こうしたことから、冷涼な気候となっております。

また、関東平野からのいろいろな影響も受けます。温暖な気候も入ってくるエリアです。そして海的环境を見ましても、東側は太平洋側、太平洋高気圧などにも影響を受けますし、日本海側の影響も受けるということで、私たちが参考にする冬の天気予報は新潟や会津若松ですね。

というのはこの辺の大田原市の都市圏北部の天気予報を見ても、大田原の天気と塩原の天気はほぼ明らかに違います。冬晴れとなることもありますし、冬晴れの大田原市と比べると、塩原だけ雪だということもありますので、これは那須とか日光にも言えることですが、こうした複雑な気候の交差点となっていることから、生息する動物植物も実に多様であるということで、地元で研究する人たちは「非常に豊かだよ」ということで、私たちに教えてくれています。

簡単に述べれば、標高の500m位、平坦なところだと、比較的温暖な地域のものが見られます。500～1000mくらいになりますと、東北地方でも多く見られるようなミズナラ・ブナなどに混じりまして、カエデやモミジなども入ってきます。これを超えてきますと、山岳系地形となって、ハイマツやコメツガとなってきますので、塩原の中だけでも関東から北海道くらいまでのいろいろな植物などを見ることができます。

右下の方にはモリアオガエルの写真が映っ

ています。両棲類も非常に多くいまして、両棲類が育てる環境というのは、豊かな森があること、そして森だけでなく、水辺があるということ、両方が必要です。水の中でも産卵をしますし、生きて行くには土がなければ、ということで、蛙などの種類が非常に多いということは栃木県内の中でも塩原は非常に目立つと言われています。

### 塩原の温泉の歴史

続きましては、温泉の歴史をひもといて行きたいと思います。

塩原温泉の開湯は西暦806(大同元)年ということになっています。昨日視察された「湯っ歩の里」は「開湯1200年」にあたる2006年にオープンした施設です。

先ずこの三つになりますけど、代々の領主が大切にしてきた湯治場というのが塩原については挙げられます。これだけ古い温泉というのは全国の温泉の中でも珍しいと思うのですが、そうした中で温泉がもたらす体への作用、これは傷を癒やすとかですね、病院的な、まあ昔は病院としての役割を強く持っていました。

これはあちこちの武将なども「隠し湯」であったりとか、和(やわ)した温泉などがありましたけど、天下に誇る名湯ということで、塩原というところは飛び地となって、宇都宮の領主に大事にされてきた場所です。逆にその温泉があるがゆえに、会津地方や大田原地方からも攻めてきたというようなことで、あまり大きな戦いではないですが、戦なども繰り返されています。

江戸時代に入りますと、元湯という地区が非常に賑わってくるわけなのですが、大きな宿場という感じで形成されていきます。しかし1659年、江戸時代初めの頃に、大きな地震災害と山津波が襲います。万治の山津波と呼ばれたものによって、先ず土砂で元湯が埋没してしまう。その後復興を試みますけど、その後日光大地震なども度重なりまして、

やがてここでは生活していけないと言うことで、昨日も立ち寄って頂きました新湯の方に移ったりとかしました。

その後、地震の恩恵というのもありまして、この周辺、川沿いもですね、温泉の湧出が認められたということで、この辺りで宿などを経営する人たちも増えてきたと言われていています。

その源泉によりまして、一大温泉郷、塩原十一湯と呼ばれるようになりました。麓からですね、大網から始まりまして、福渡、塩の湯、塩釜、畑下、門前、古町、中塩原、上塩原、新湯、元湯と全部呼んできますと、一言で塩原温泉ということではなくて、こうした十一の温泉を総称して塩原温泉郷というような名前となっております。

塩原のお湯の魅力としましては非常にバラエティーに富むということで、昨日視察の際に甘露寺先生からも説明いただきましたが、火山性の温泉というものと、岩の割れ目から出てくる裂罅(れっか)状の温泉、それから地中の、鍋底のような地中から出てくる層状泉というような、温泉の湧き方だけでも、非常に凝縮された場所となっております。これらの中にはいろいろな湯の色、泉質、それと成分的なもの、ロケーション、いろんな形で塩原はバラエティーに富んでいるというところが、売りかと思えます。

### 塩原の温泉データと個性

昔は「塩原は良い」ということしか、私たちも言ってきました。さてどう良いのだろうかと考えはじめたのが、実はまだここ十年くらいかと思えます。自分たちの温泉の成分表を見て、どう違いがあるのか、例えばメタケイ酸などは美肌効果があると言われていたけど実際どうなのかと見てみると、塩原の湯は効能というか成分的にも豊かだと分かってきました。

一言で言いますと、塩原温泉には150位の源泉があります。そこに様々な泉質・成分の

湯が湧いていて、何か所かは国内にもあるかもしれませんが、全国でもこれだけの泉質・成分の湯があるところは非常に稀だと、すごいことなんです。

簡単なデータになりますけど、源泉150と言いましても、枯渇・未利用なども今あるようなので、実際に使われている量はだいぶ少ないようです。湧出量も測定ができたものとなりますが、およそ1分間に9,000リットルくらい、温度などについては高温のものが非常に多く、50℃を超えるものが大半です。

自噴と動力ですと、自噴の方が多かったのですが、最近はボーリングなども進んでいますので、半々くらいでしょうかね。

観光の入込なども簡単に示してありますが、2016年のデータは250万人くらいの入込があって、宿泊は80万を割っているかと思えます。そして増えているか減っているかと言いますと、まあ横ばいに近い状態ですけど、一番多かった時はやはりバブルの頃ですね。平成4年が140万人ということもありました。それから減ってきたということと、旅行形態が変わってきたというのがありますし、東日本大震災後にはその時点で微減という形を取っていましたので、その後それ以上に回復したというわけではありません。

個人型旅行は非常に増えていますので、ここは部屋の稼働で見ると、それなりにというところだと思いますが、健闘していると思えます。

さて湯の色もいろいろということで、「塩原は七色の湯を楽しめる」ということで、PRをしています。(スライドの)右側の上の方、塩原新湯温泉ですね、硫黄泉です。右下のは塩の湯になります。鉄分を多く含むので、酸化して色はちょっと茶褐色系になります。左上は無色ですね。左下については元湯温泉で、こちらは黒く染まることがあるので、「墨の湯」と呼ばれているような温泉です。

私たちも成分による医学的か効能効果というものはなかなか説明できないのですが、こ



んな風な効能があるんじゃないですかということ、進めているのがご覧の通りです。

この辺は皆さんの方が詳しいかと思いますが、塩化物泉、炭酸水素塩泉、それぞれの湯でこういう説明をしてあげると、より良いのではないかというのを後で教えて頂けたら嬉しいです。

### 塩原温泉を紹介するツール

こうした温泉を楽しむ、皆様に紹介するツールとしてあるのが、主にこちらの三点となります。左側から『塩原温泉読本』、温泉だけに特化した冊子となっております、さきほどちょっと紹介した表紙の部分なんかもありましたけれど、旅館の人たちの顔なども出しまして、成分、色、いろいろありますよ、こういう順に入るとこういう効果があるんじゃないでしょうか、とかですね。温泉の入り方、勧め方、そして後ろの方には日帰り入浴の一覧表ですとか、どこのお宿だとどんな泉質でどんな色だよとか、を書いてあります。

中央のものは湯めぐり手形と言いまして、こちらはもう発売して15年とか経ちます。旅館協同組合が作ったもので、900円で販売して、一箇所無料、それ以外の施設は一年間半額で利用できますという手形です。

右側は那須地域ですね、大田原市、矢板市、塩谷町と共同して作っている「おもて那須手形」というものです。こちらも周辺、周遊を楽しんでいただこうということで、1080円の販売ですが、一年間有効期間の中で、7箇所無料が楽しめるほか、お店などで特典などもあるというようなものとなっています。

### 塩原を訪れた人々

続きまして、塩原を訪れた人々について話をします。

塩原には温泉があるため、沢山の人が訪れていますが、この中で塩原開発の三恩人と呼んでいる人たちがいます。括弧書きで昭和の三恩人というのがありますので、9月に感

謝祭をする際には毎年六人の恩人にお祭りを行っています。

左から奥蘭田（おくらんでん）。漢文による『塩溪紀勝』という作品によって、塩原を広めたという人です。そして中央は尾崎紅葉。『金色夜叉』の小説の中で、『続々金色夜叉』の中で塩原を登場させまして、この自然美などを庶民に広めてくれた人です。そして右側は三島通庸（みちつね）です。栃木県令、県知事を務めまして、現在の国道400号となります塩原街道を開削した人物となっております。

特に三島通庸については、土木事業を強引に行ったことから、鬼県令などとも呼ばれまして、地域によっては恩人と呼ぶと怒られる地域もありますが、宇都宮から塩原を通過して、山形に抜ける三島道路を作ることによって現在の塩原へのルートができたということで塩原では恩人、近隣では三島神社ということで、神様として祀ってあります。

昨日塩原もの語り館の展示室をざっと御覧頂きました。ここでざっと紹介をしたいと思って一覽にしました。もっといいますが、皆さんも耳に馴染みがある、御存知の方が多いかなということで選んできました。一言ずつ紹介します。

奥蘭田：畑下というところに別荘、静寄軒を建てまして、『塩溪紀勝』を著しました。政治、財界などでも活躍したので、そういう人々にも広めて塩原の別荘ブームを作った人です。

国木田独歩：大病院の令嬢と恋愛逃避行をしました。追ってきた父を涙ながらに説得したという作品もあります。

長塚節：塩原滞在中に山の中で足を踏み外して怪我をしてしまった。4年後に回想録として『痕のあと』という作品を残しています。

徳富蘆花：『自然と人生』という文芸書に空山流水として発表しています。鹿股川の自然スケッチが見事な作品です。

尾崎紅葉：明治32年6月9日から三泊四

日で来ました。読売新聞連載中の「金色夜叉」の取材旅行ということで、明治33年の12月から毎日、新聞に塩原が載りました。

**田山花袋**：紀行文『日光と塩原』の中で「私は東京に近く、好い温泉を聞かれた時、一番先に、先ず箱根と答えた。次に塩原と答えた。そしてその次に伊香保と答えた。」ということで称賛してくれています。

**森田草平**：明治41年3月に平塚明子、後の平塚らいてうと心中未遂事件で塩原を賑わせました。この恋愛の逃避行、未遂事件を取り扱った『煤煙』という小説で一流作家の仲間入りをしました。

**斎藤茂吉**：東京帝国大学医学部の同級生らと旅行に訪れまして、最初の歌集、最初の歌集『赤光』に塩原行として連作を発表しています。

**与謝野晶子**：明治43年の秋、昭和9年の春、夫の寛と共に訪れていまして、もの語り館にも展示をさせていただきましたが、明治43年には35首、昭和9年には59首の塩原の歌を発表しています。

**夏目漱石**：大正元年に六泊七日で滞在、妙雲寺の住職との交流の中で、妙雲寺に瀑を見ろという漢詩を送っています。

**谷崎潤一郎**：小田原事件という事件の後、大正10年三十六歳の時に塩原に身を隠しました。その後36年後にもう一度訪れた時にお世話になった方に会いまして、深々と御礼を述べて、長寿を祝う歌を送ったという話があります。

**室生犀星**：東京での多忙な生活から静けさを求めて塩原に来て、大正10年10月と11月に二回訪れた記録があります。

**山岡荘八**：「夏の塩原は奇岩と飛瀑と涼しさで忽ち私の心を捉えた。福渡から塩の湯にかけての景観は恐らく日本一であろう。」というように書いています。『徳川家康』の構想を和泉屋という旅館の竜胆(りんどう)の間で練ったというエピソードもあります。

最後に川瀬巴水ですけど、塩原に伯母さん

がいて、当時から訪れていたこともありまして、大正7年に版画三部作でデビューをした人です。「塩原おかね路」「塩原畑下り」「塩原志ほがま」で一流版画家となっています。ご存知の方もいるかもしれませんが、ヨーロッパなど海外では葛飾北斎、歌川広重と共に日本の三大版画家と呼ばれる人物です。

## 塩原と皇室のご縁

天皇陛下、皇室との縁もあります。塩原御用邸というのがありまして、明治37年、先ほどちょっと恩人で出てきました三島通庸の嫡男、弥太郎子爵が持っていた別荘を皇室に献上したということで、それがルーツとなっています。

三笠宮殿下は御幼少時ですね、六歳の頃から10年続けて避暑に訪れていたことから、三笠宮様のお子様の時の名前、澄宮(すみのみや)御殿という風に呼ばれたこともある建物です。また昭和天皇の皇女殿下については戦時中の疎開先として塩原、また塩原へは東京の女子学習院も学校ごと疎開をしたなんてこともあります。

戦後は厚生省に移管されました後、昭和56年に天皇の間記念公園ということで、御座所を移築して公開をしています。

日光の田母沢御用邸なども公開されていますが、日光は管理する人が一時いなかったこともありまして、大分建物自体が荒れてしまっていて、相当なりリニューアルをしたそうなのですが、塩原の建物は厚生省の管轄の建物に管理をされていたので、当時の様子が非常に見事に残っています。皇室独自の建築方法なども見られまして、特に金具などについてはそのまま残っていたり、硝子も手漉きのちょっと波のあるような硝子も残ってまして、とても風情がある場所です。

## 塩原温泉の景観保護と維持

塩原温泉、まあ文学が中心の説明にもなっていましたけれども、どんな問題があるの

か、いろんな問題があるんですけど、その中でこの辺に絞ってみようと思って、二つ今回は皆さんにもお話したいと思います。

一つは景観の保護と維持です。昨日バスで巡りながらも、思った方もいると思うのですが、止めてしまった旅館がやはりあります。そして閉めてしまった店もたくさんあります。住む人のいないお宅も増えてきました。

こうした中で廃墟となった建物が多いというものをですね、これをどうして行こうか、また街並みが特に古い感じでもなく、新しい感じでもなく、ちょっと昭和の寂れた感があると思うんですね。ただそれが塩原らしさでもあるだろうということをお教えくださる方がいます。まあこうした中でやはり皆さんに散策をしていただく際に町がちゃんと生きているような、開いているようなお店を整備するのが必要だと思っています。

同様に溪谷や山並みの眺望というのがありましたけれど、塩原の売りは何か、そうした時に温泉以上に挙げられるものが、自然溪谷美だと思うんですね。やはり温泉の写真も撮っていきますけど、旅行先では美しい景色を背景にした写真を皆さんに自慢することが多いので、またそのイメージを振り返った時にもそういう写真が重要なのかなと思うのですが、溪谷を見下ろせるはずの道路の脇の木がドンドン繁ってしまったたり、日塩もみじラインという紅葉の名所もありますが、昔は山並みも見渡せてとても良かったのにね、最近は並木がなくてトンネルの中を潜るみたいになっちゃって景色が悪くなったという話も聞きます。

国立公園ということもありますが、やはり適度に自然の良さを伝えるという意味では、こうした場所の修景ということも重要なのかなと思っています。

そして過疎化だとかが生んだものではありませんが、耕作放棄地がやはり増えていまして、田畑が段々荒れてきているというのがあ

ります。トータルで言うと、塩原に住む人たちが非常に減っています。若い人たち、子供たちがドンドン減ってきていまして、そうした中でこうした過疎化プラスの景観をですね、どうしたら良いのか何とか考えていきたいと思っています。

### 塩原温泉の知名度を高め直す

もう一つは塩原温泉という名称の認知度です。比較的古い方は知っている。若い人たちは、結構塩原という名前を知りません。JRの鉄道職員がすぐ近くの西那須野駅に配属されて、塩原温泉って知っているかと聞いたら、知りません、と。これは困ったということで、非常に重要なことですね。位置をもっともっと知らせることが大事です。

まあそれ以上に、那須塩原温泉などと呼ばれるということですか。

市が那須塩原市になりまして、駅も那須塩原駅になりました。私も若干古い世代の方に入っていると思うのですが、私たちは高原山というのを中心として塩谷郡というところで塩原が発展してきています。那須温泉は那須市のエリアで発展してきているので、那須と塩原はもともと完全に別なのです。それが今では一体化してきていますので、那須何湯の一つに塩原がならないように、私は塩原温泉というのをこれからも広めて行きたいと思います。

いろいろ提案、ご意見などあるかと思うのですが、是非後で聞かせて頂きまして、お帰りの時間もあるかと思しますので、この辺で終わらせて頂きます。どうもありがとうございます。

## 書評

金裕美著：『わたしのしあわせ温泉時間  
—おとな女子が行く絶景秘境温泉の旅』

メディアソフト 127頁 2017年3月  
定価 1,300円(税別)

本書は、温泉愛好家であり秘湯探検家でもある金裕美氏の秘湯温泉記である。一般的に温泉は、時間とお金、そしてガイドブックがあれば、多少の困難を乗り越えれば何とか辿り着き、自然湧出した山海の温泉を楽しむ。昨今においては、多少困難な温泉においても、インターネットによる情報の収集で、ある程度、目的は達成されるであろう。しかし、著者が目指す温泉は、綿密な計画を立てても天候や気温に左右され、GPSアプリの緯度・経度といった位置情報を頼りに探し当てる秘湯でもある。時には、獣の足跡の発見や道なき道に迷い込み、春先の秘湯には雪庇の危険と背中合わせの探検となるようだ。

われわれにとっての温泉は、人の手で調整された適温の温泉を楽しむのが一般的であるが、自然の温泉は、人間のわがままには付き合ってくれない。時には50度以上の温泉を沢水で調整しなければならぬし、真冬の温泉では20度前後になり、せっかく辿り着いても温泉に手を浸しただけで下山するという残念な結果になる場合がある。

本書では、冒頭からトカラ列島諏訪之瀬島の作地温泉の海の湯・山の湯から冒険が始まったのには度肝を抜かれた。鹿児島港から週2便しか出ていないフェリーでの交通手段しかないトカラ列島において、まず、島に上陸できるかは天候次第になる。フェリーは、トカラ列島の8つの島を順番に回るの、出直しするには時間と費用が嵩む。運を天に任せるしかないのである。幸いにも著者の温泉に対する情熱が天に通じたのか、次から次へと襲い掛かる難問を見事にクリアし、目標達成していく。これからの展開がどうなるのか、地元住民との会話形式の文章表現が臨場感を

あおり、わくわくして読み進めたくなくなっていくのは誇張ではない。事実、著名な紀行文や小説より面白い。

著者は本著の中で、秘湯だけでなく秘湯を守っている湯守や地元住民とのふれあいを大切にしている。その代表的なものに「兵庫県三田市の妙見さんの湯」と「島根県大田市の忍原峡鉱泉」「山口県周南市の中原温泉」等が掲載されている。年に2回のお祭りのときに沸かされる温泉や地元の集会所としての湯小屋、個人所有の温泉など。同じ秘湯でも、地元住民との心温まる交流がなければ決して味わうことができない入湯体験が、また別の心温まる世界に誘ってくれる。

66～70頁の「島根県大田市の忍原峡鉱泉」には、著者と私を含めた温泉仲間4名で湯巡りした内容が掲載されているのには見て驚いた。集会所の湯小屋での地元住民との語らいと小さなバスタブの素晴らしい温泉入浴は、私にとって初めての体験であり、記憶の片隅にずっと残るであろう。冒頭で触れた秘湯は、読者が体験するにはかなりハードルが高いが、後半の秘湯は身近に感じるものがあり、共感できるであろうと思われる。

本著では30箇所ほどの温泉が掲載されており、著者の温泉に対する考え方が理解できて興味をかきたてる。数千もの温泉体験の中、誌面の関係で泣く泣くカットしなければならない多くの温泉もあったと思われる。情報社会でありながら、ガイドブックにも載らない秘湯-温泉が日の目を見ることができ、温泉好き読者にさらに癒しを与えてもらいたい。是非、パート2が出版されることを心待ちにしている。

(高橋祐次)

## 温泉地情報

### 下風呂温泉における共同浴場施設の建替えと課題

谷口清和 (温泉地活性化研究会)

#### 1 下風呂温泉の概要

##### 地勢・歴史・景観

下風呂温泉は青森県下北半島先端部に位置する。温泉の熱源は東日本火山帯 (旧那須火山帯) のむつ燧岳である。津軽海峡対岸の北海道には恵山 (えさん) 温泉が対峙する。『風間浦村史』によれば、温泉地名「下風呂 (しもふる)」はアイヌ語で「スマ (岩) フラ (匂い)」に由来する。硫化水素臭が香る海辺の温泉地である。

湧出量は多くないが、70度前後の峻烈な熱さである。漁師が津軽海峡の漁で冷えた体を共同浴場の湯船に沈めているのが印象的である。そういう伝統的な共同浴場を二カ所、坂上に仰ぐ形で発展してきたのが下風呂温泉である。

全国の温泉地を総合的に評価した石川理夫著『本物の名湯ベスト100』(講談社現代新書)では全国約三千の温泉地の中からベスト100に選定し、89位にランク付けしている。「大湯と新湯の共同浴場を源とする海峡を望む温泉街風情」が選定の大きな事由である。

##### (2) 観光客入り込み・活性化状況

平成12年度に入込客数が45,352人あったが、16年後の平成28年度は約半分の20,391人まで減少している。この様に衰退する温泉郷の活性化を目的に、現存する9ホテル・旅館の女将達が頑張っている。2016年には肘折温泉郷、鳴子温泉郷などを視察して、プチ湯治や渡り湯治など新しい湯治スタイルを視察し、下風呂温泉内では入浴客の健康チェックなどの温泉健康事業を精力的に展開した。そして、相次ぐホテル・旅館の廃業で壊滅的な状況である隣接の薬研温泉の山岳性気候と、下風呂温泉の海浜性気候の二つの異なる

健康保養環境に着目し、「海と山の連携型湯治」という当地でしか体験できない商品を検討している。その一歩として、2017年は各施設玄関口に共通ウェルカムプレート「ようこそ癒しと健康の里下風呂温泉郷へ」を掲げ、客を迎える取り組みをしている。

#### 2 下風呂温泉浴場集約構想

##### (1) 共同浴場集約構想の経緯

下風呂温泉の「大湯」と「新湯」という二つの共同浴場はそれぞれ自然湧出泉源の傍に建てられている。この二つの湯小屋は築50年を経過して老朽化が著しい。また、利用者から駐車場が無いとか、外付けのトイレへの苦情も上がっていた。しかし、浴衣姿で宿泊先のホテル・旅館から訪れる観光客には「外湯巡り」という貴重な観光資源である。

何よりも温泉街の原点となる二つの共同浴場の存続は観光関係者の切実な願いでもあった。そういう背景下、10年ほど前に原燃資金をあて込んで移転・建て替え構想が持ち上がった。当時、温泉関係者は大層心配し、私共温泉地活性化研究会も是非はともかく下風呂温泉にとって泉源地に立つ共同浴場の歴史的価値についてセミナーを開催するなど内外の啓発に努めてきた。2011年3.11東日本大震災が発生し、原燃資金が凍結され、話が立ち消えとなり、移転・建て替え構想が無くなったものと思っていたが、2017年2月現職村長死亡後の選挙で元村幹部職員が村長に当選。その秋に浴場集約構想が再燃、具体化した。

##### (2) 浴場集約構想の概要

2018年1月19日の風間浦村当局の発表によると、「下風呂温泉整備」事業の基本構想

は現行の共同浴場大湯、新湯を廃止し、休業している長谷旅館と周辺空き地を購入し、2階には文豪井上靖が宿泊した部屋を移設保存し、温泉観光センター的施設を建設する。また、浴場は大湯、新湯の二種類の源泉を一カ所で楽しめるようにし、露天風呂なども設置する。①オープン時期・・・2020年7月（着工2019年7月）②総事業費・・・約7億900万円③利用料金・・・村外入浴者料金を350円から450円に100円値上げする、といった内容である。

### 3 今後の課題

#### (1) 下風呂温泉の歴史的景観の維持

しかしこの事業構想は、数百年かけて形成され、江戸時代に菅江真澄も記録した下風呂の歴史的文化的な温泉街景観を変容させ、二つの共同浴場への通りに並ぶ各温泉旅館に打撃を与えよう。もし構想が押し通されたとしても、歴史的景観に寄り添って生業として来た下風呂地域の民意を尊重すると共に、温泉街風情を求めてくる観光客のために、大湯、新湯の共同浴場跡地を源泉に触れる事や歴史

を観ることが出来るような『下風呂温泉大湯・新湯源泉メモリアル緑地公園（①大湯・新湯の跡地に湯小屋所在のモニュメント②源泉を導く手湯もしくは足湯③休憩できるベンチ④草木を植える緑化）』といった保存・活用が求められる。

#### (2) 新しい施設への温泉関係者の企画参加

新しい温泉施設の具体的な建築計画にあたっては、下風呂温泉の活性化を積極的に推進している『下風呂温泉女将の会』などに積極的な情報開示と下風呂温泉の歴史の発露・発信基地となるように、外観、内容も下風呂温泉らしいプラン企画参画が求められる。

#### (3) 施設建設後の新しい観光ソフト・人材育成について

巨額の費用の施設が、下風呂地域、風間浦村の温泉観光に確実に寄与するためにはどうすればいいのか。ハコ物を作るだけでなく、有効に活用すべく既存施設「海峡いさりび公園」や「大間鉄道アーチ橋メモリアルロード」などと連動し、地域民と観光客が共に楽しむ場づくりやイベントなどの、ソフトの充実や運用する人材の育成が必要だろう。

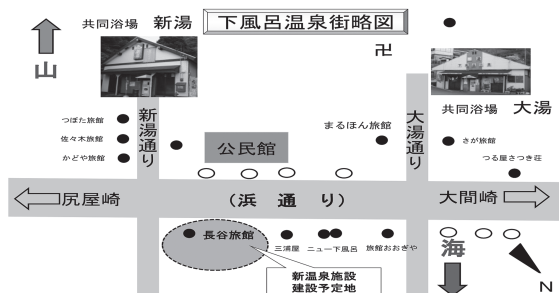


写真1 共同浴場新湯を上に見る温泉街



写真2 共同浴場大湯の男子浴室

(注) 写真1・2とも筆者撮影。



## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第31回研究発表大会

2018 (平成30)年5月27日(日)・28日(月)の両日、日本温泉地域学会第31回研究発表大会・総会を熊本県南小国町の黒川温泉にて開催します。黒川温泉は自家源泉露天風呂の各温泉旅館を湯巡りする入湯手形の発行も早かった、全国人気を保つ有名温泉地ですので、会員もよくご存知と思います。阿蘇北部の山峡に高温で豊かに湧く温泉は多彩な湯の色だけでなく、新泉質の大分類でも硫黄泉、酸性泉、硫酸塩泉をはじめ6種類に及びます。湯巡りする温泉街全体を一つの「田舎家」空間とみなす景観づくりは大いに参考となります。

全国有数の温泉県である熊本県での大会開催はじつは今回が初めてです。今大会は総会ならびに3年任期の役員改選もありますので、ふるっての参加をお願いします。

### 日本温泉地域学会第31回研究発表大会・総会スケジュール

開催温泉地：熊本県南小国町黒川温泉

〒869-2402 熊本県南小国町黒川

開催日：2018 (平成30)年5月27日(日)・28日(月)

発表会場：南小国町役場大会議室 TEL.0967-42-1111 FAX.0967-42-1122

宿泊施設：分宿

懇親会場：温泉街中心にある黒川自治会事務所「べっちゃん館」TEL.0967-48-8130

視察会：各自温泉街を自由視察してください。荷物(貴重品を除く)を預けたい方は宿がわかっている場合は宿に、また「べっちゃん館」で特別に預かっていただくことにしました(ロッカーもあります)。

受付：5月27日(日) 17:00～べっちゃん館

5月28日(月) 8:50～南小国町役場大会議室

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円、大会要旨集のみ1,000円

懇親会費：5,000円(学生3,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれています。

宿泊費：学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋3～4名利用基本で一人当たり料金12,000円(消費税+入湯税込)です。なお、一人一室希望の場合は追加料金5,000円(同)、二人一室は3,000円(同)です。

参加申込：参加者は4月27日(金)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、参加(年会費納入についても)内訳を具体的に明記して払い込んでください。

交通案内：黒川温泉への主な交通アクセスは、福岡空港から日田BC(日田駅前)経由、熊本駅から熊本空港・阿蘇駅経由、別府駅から由布院駅経由でそれぞれ黒川温泉行きバスがあります。福岡空港からの直行バスの時刻は下記の通りです。福岡空港(国際線)10時51分発日田BC(11時55分発)経由で黒川温泉13時07分着。同13時23分発日田BC(14時27分発)経由黒川温泉15時39分着。同14時23分発日田BC(15時27分発)経由黒川温泉16時39分着。大会終了後の帰りは、会場の南小国町役場前14時11分発福岡空港16時14分着、同16時11分発福岡空港18時14分着などがあります。

研究発表大会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を4月27日(金)必着で前納してください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員:3万円、一般会員:4,000円、学生会員2,000円)未納の会員はプラスして送金してください。

その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(年会費、宿泊費・参加費・懇親会費、1名1室または2名1室の場合はその旨、昼食のお弁当希望の方は昼食代1,000円)を必ず記入ください。内訳が示されていないと、そのつど学会事務局が本人と確認をとるなど大変苦労しますので、協力ください。

学会指定宿泊+学会参加:12,000+2,000=14,000円(学生:13,000円)

懇親会参加+学会参加:5,000+2,000=7,000円(学生:4,000円)

学会参加のみ:2,000円(学生:1,000円)

郵便振替口座番号:00190-6-462149

加入者名:日本温泉地域学会

## 日程

5月27日(日) 懇親会(べっちゃん館)

17:00 会場のべっちゃん館で宿泊・懇親会の受付

18:30 懇親会(べっちゃん館)

5月28日(月) 研究発表大会・総会(南小国町役場大会議室)

8:40 旅館組合のマイクロバスで会場の南小国町役場へ

8:50 受付

9:10~10:10 研究発表

10:10~10:20 休憩

10:20~11:20 研究発表

11:20~12:10 昼休み・理事会

12:10~12:40 総会

12:40~12:50 会長挨拶

12:50~13:00 休憩

13:00~13:20 講演I(一般公開)

13:20~13:50 講演II(一般公開)

\*会場近くには食堂がないため、希望される方には昼食用のお弁当(1,000円)を手配します。希望される方は大会・総会申し込みの時点で昼食代と明記の上一緒に振込みください。



## 研究発表大会・総会プログラム

5月28日(月)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：布山裕一(流通経済大学)

- 9：10～9：30 赤池勇治(静岡県庁)：「国民保養温泉地・梅ヶ島温泉の形成過程」  
9：30～9：50 細江英明(中小企業診断士)：「温泉旅館の集客現場から、今日的な『期待』のつくりかた」  
9：50～10：10 浜田眞之(国際温泉研究院)・鈴木晶(別府大学)：「孔子は温泉に入ったか？ 論語温泉考」  
10：10～10：20 休憩

自由論題

座長：長島秀行(東京理科大学名誉教授)

- 10：20～10：40 関谷大輝(東京成徳大学)：「温泉を嫌う人々の声―“温泉嫌い”の理由と特徴を探る―」  
10：40～11：00 石川理夫(温泉評論家)：「中世の資料に見る有馬温泉の『湯女』について」  
11：00～11：20 中山昭則(別府大学)：「古地図を活用した温泉地ガイドの展望と課題～別府温泉郷を事例として～」  
11：20～12：10 昼休み 理事会開催  
12：10～12：40 総会  
12：40～12：50 会長挨拶  
12：50～13：00 休憩

講演(公開)

- 13：00～13：20 能津和雄(東海大学)：「黒川温泉の過去・現在・未来を考える」  
13：20～13：50 田口幸洋(福岡大学)：「黒川温泉の形成機構」

- 上記の黒川温泉での自由論題発表者は、大会要旨集ワード原稿(各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を4月15日(日)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付で送付してください。
- 春(例年5月下旬頃)と秋(例年11月下旬)の研究発表大会で自由論題の研究発表を希望される会員は、春の大会では2月1日までに、秋の大会では8月1日までに事務局宛に簡単な発表要旨をつけて申し込んでください。この期限を過ぎると、大会プログラムを作成して学会記事に掲載する締切に間に合わなくなりますので、よろしくお願ひします。  
同時に、研究発表予定者は大会要旨集作成のため、上記のように発表要旨原稿を各大会開催日の遅くとも1カ月以上前(春は4月15日、秋は10月15日まで)には編集委員会宛に送付してください。
- 今年も第15回草津温泉観光士養成講座を草津町の後援のもと、9月26日(水)・27日(木)・28日(金)午前中まで2日半の日程で開催します。受講受付先は草津町役場観光課です。講座の詳しい内容は今後学会ホームページにて案内します。
- 日本温泉地域学会第30回研究発表大会は、2017(平成29)年11月26日(日)・27日(月)の両日、群馬県那須塩原市塩原温泉郷にて開催されました。昨年5月の榊原温泉大会に続き、参加者は70名(うち会員67名)という盛況でした。第一日目の視察会ではまず塩原温泉郷最

奥の塩原元湯、新湯を訪れ、新湯では新湯富士の水蒸気昇る爆裂火口跡、共同湯群、新湯温泉神社を視察、元湯では元泉館とゑびすやの二軒のご協力を得てそれぞれ特色ある自家源泉体験入浴の機会を得ることができました。その後上塩原集中ポンプ室視察ではこの設計に携わった中央温泉研究所の甘露寺泰雄名誉会員から説明と資料提供を受けました。なお、視察会や大会を含めた詳細は学会HPをご覧ください。

塩原大会では、前回の榊原温泉大会に続き大会実行委員長を引き受けてくださった前田眞治先生、講演のみならず現地視察で案内役も務めてくださった塩原温泉観光協会の大塚好一様、懇親会で演奏してくださった国際医療福祉大学交響楽部のみなさまにあらためて御礼、感謝申し上げます。

- 2月16日(金)・17日(土)・18日(日)に熱海市との共催で開催された第4回熱海温泉観光士+温シェルジェの養成講座は無事終了しました。今回は定員の60名を超える64名が受講し、三日目午前中の4つのコースに分かれた野外学習まで二日半にわたる講座を修了し、修了者には認定証が渡されました。養成講座の開催運営を担ってくださった「温シェルジェ+温泉観光士養成講座開催実行委員会」の皆様には厚く御礼申し上げます。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第31号(2018年9月25日刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず**投稿規程・執筆要領(改訂を学会ホームページならびに『温泉地域研究』第29号に掲載)**に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス [mi-ishikawa@ac.auone-net.jp](mailto:mi-ishikawa@ac.auone-net.jp))宛に、原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文はレイアウト指定のみ)にて送付してください。

投稿規定や学会誌のフォーマットに適さないかたちで作成された図版(図表・写真)を本文ワード原稿に貼り付けた状態の原稿のみ送付されると、修正が困難で編集作業も大変です。そうした貼り付け原稿はあくまで仕上がりイメージを示すもので、それとは別に本体のワード原稿に図版の掲載位置とスペース(段組×行数)を赤字指定してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。なお、**第31号への原稿送付締切は7月15日(日)必着**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたものから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第29号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までメール([mikenaga@niu.ac.jp](mailto:mikenaga@niu.ac.jp))にて申込みください。頒価は一冊1500円(送料別)です。
- 住所を変更された会員は**住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください**。郵便局には住所変更届けを出しても、学会誌はメール便にて発送していますので、毎号「移転先不明」で複数戻りがあり、再発送に手間どっています。
- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから閲覧するようにお願いします。また、学会ホームページのリニューアルも検討中です。

## 日本温泉地域学会役員

会 長	石川 理夫 (温泉評論家)	
副 会 長	長島 秀行 (東京理科大学名誉教授)	
理 事 長	浜田 眞之 (国際温泉研究院)	
常務理事	池永 正人 (長崎国際大学)	
	山村 順次 (千葉大学名誉教授)	
理 事	市川 栄一 (元草津町議会議員)	市原 実 (聖学院大学)
	内田 彩 (千葉商科大学)	齊藤 雅樹 (東海大学)
	鈴木 晶 (別府大学)	只野 公康 (妙見温泉振興会)
	徳永 昭行 (長崎市開発公社)	西村 りえ (温泉ライター)
	布山 裕一 (流通経済大学)	能津 和雄 (東海大学)
	古田 靖志 (下呂発温泉博物館)	松崎 郁洋 (黒川温泉ふもと旅館)
	山田 等 (聖徳大学)	由佐 悠紀 (京都大学名誉教授)
	吉野 妙子 (山形県温泉協会)	
監 事	谷口 清和 (温泉地活性化研究会)	
	中山 昭則 (別府大学)	
幹 事	赤池 勇治 (静岡県庁)	
	菊地 莊悦 (東鳴子温泉まるみや)	
	小堀 貴亮 (川村学園女子大学)	
	樽井 由紀 (奈良女子大学)	

任期：2015（平成 27）年 5 月 18 日～2018（平成 30）年春季大会総会

### 温泉地域研究 第30号

2018年3月25日発行

編集・発行者 日本温泉地域学会

〒859-3298 長崎県佐世保市ハウステンボス町 2825-7  
長崎国際大学人間社会学部池永研究室内  
(mikenaga@niu.ac.jp)

電話 0956 (20) 5526

FAX 0956 (39) 4908

振替 00190-6-462149

名義 日本温泉地域学会

印刷所 株式会社エスアンドピー

〒171-0044

東京都豊島区千早 4-45-7-402

# Journal of Studies on Spa Region

No.30  
2018.3

## contents

### Article

- The Selectin of "the New Eight Views of Japan" and elected 15 Hot Springs  
in Relation to the Eight Views, 1927 ..... Isamu MAEDA ( 1 )

### Research Notes

- Tourism Development with Hot Spring Facilities at Pai District,  
Maehongson Prefecture, Thailand  
..... Tatsuo URA, Takaaki KOBORI, Anawut CHOOSUP, Pantira SIGTAIPOB (11)
- Consideration of Similarity and Bathing Culture between Sea Bathing,  
Warm Sea Water Bathing and Hot Spring Bathing: IV ..... Kazuko SHINDO (19)
- Relationship between People and Region Considering through the Cats  
Living in Onsen Area ..... Rie NISHIMURA (25)

### Case Study

- A Case which was not Allowed to Acquire the Right to Hot Spring  
that is a Customary Real Right Primarily ..... Mayumi MATSUSHITA (33)

### Lecture

- You Feel a Little Bit Happier with Bits of Knowledge about Shiobara Hot Spring  
..... Kouichi OTSUKA (37)

### Book Review

- Yoomi Kim [My Happy Time at Hot Springs] ..... Yuji TAKAHASHI (43)

### News on Spa

- Reconstruction in a New Place and Issues of Communal Baths at Shimofuro Onsen  
..... Kiyokazu TANIGUCHI (44)

- Notes and News ..... (46)